

ギャンブル等依存症対策推進基本計画 令和7年度までの進捗状況について

内閣官房ギャンブル等依存症対策推進本部事務局
令和8年7月

目 次

I	関係事業者の取組：基本法第15条関係	
I-1	競馬における取組【農林水産省】	
第1	競馬における広告・宣伝の在り方	
1	指針を踏まえた広告・宣伝の抑制	1
2	普及啓発の推進	1
第2	競馬におけるアクセス制限等	
1	競馬場等における本人・家族申告によるアクセス制限制度の活用等	2
2	競馬場等における 20 歳未満の者の購入禁止の徹底等	2
3	インターネット投票におけるアクセス制限制度の活用、インター ネット投票利用者の投票データの分析等	3
第3	競馬における相談・治療につなげる取組	
1	自助グループを始めとする民間団体等に対する経済的支援	4
2	公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター等における相談 体制の強化	4
3	セルフチェックツールの普及等によるギャンブル等依存症の早期発 見・早期介入	4
第4	競馬における依存症対策の体制整備	
1	従業員教育の推進等による依存症対策実施体制の強化	5
2	ギャンブル等依存症対策実施規程による対策の強化	5
I-2	競輪・オートレースにおける取組【経済産業省】	
第1	競輪・オートレースにおける広告・宣伝の在り方	
1	指針を踏まえた広告・宣伝の抑制	6
2	普及啓発の推進	6
第2	競輪・オートレースにおけるアクセス制限等	
1	競輪場・オートレース場等における本人・家族申告によるアクセス 制限制度の活用等	7
2	競輪場・オートレース場等における 20 歳未満の者の購入禁止の徹 底	7
3	インターネット投票におけるアクセス制限制度の活用、インター ネット投票利用者の投票データの分析等	8
第3	競輪・オートレースにおける相談・治療につなげる取組	
1	自助グループを始めとする民間団体等に対する経済的支援	9
2	公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター等における相談 体制の強化	9
3	セルフチェックツールの普及等によるギャンブル等依存症の早期発 見・早期介入	9
第4	競輪・オートレースにおける依存症対策の体制整備	
1	従業員教育の推進等による依存症対策実施体制の強化	10

2	ギャンブル等依存症対策実施規程による対策の強化	10
I-3	モーターボート競走における取組【国土交通省】	
第1	モーターボート競走における広告・宣伝の在り方	
1	指針を踏まえた広告・宣伝の抑制	11
2	普及啓発の推進	12
第2	モーターボート競走におけるアクセス制限等	
1	競走場等における本人・家族申告によるアクセス制限制度の活用等	13
2	競走場等における 20 歳未満の者の購入禁止の徹底等	13
3	インターネット投票におけるアクセス制限制度の活用、インター ネット投票利用者の投票データの分析等	14
第3	モーターボート競走における相談・治療につなげる取組	
1	自助グループを始めとする民間団体等に対する経済的支援	15
2	ギャンブル依存症予防回復支援センター等における相談体制の強 化	16
3	セルフチェックツールの普及等によるギャンブル等依存症の早期発 見・早期介入	16
第4	モーターボート競走における依存症対策の体制整備	
1	従業員教育の推進等による依存症対策実施体制の強化	17
2	ギャンブル等依存症対策実施規程による対策の強化	17
I-4	ぱちんこにおける取組【警察庁】	
第1	ぱちんこにおける広告・宣伝の在り方	
1	全国的な指針を踏まえた広告・宣伝の抑制	18
2	普及啓発の推進	19
第2	ぱちんこにおけるアクセス制限	
1	自己申告・家族申告プログラムの運用改善と利用促進に向けた広報 の強化	20
2	入店した客に対する身分証明書による年齢確認の実施	20
第3	ぱちんこにおける施設内の取組	
1	ぱちんこ営業所のATM等の撤去等	21
2	出玉情報等を容易に確認できる遊技機の導入	21
第4	ぱちんこにおける相談・治療につなげる取組	
1	自助グループを始めとする民間団体等に対する経済的支援	22
2	依存問題の相談拠点や依存症専門医療機関等の紹介	22
3	リカバリーサポート・ネットワーク（RSN）の相談体制の強化及び 機能拡充のための支援	23
第5	ぱちんこにおける依存症対策の体制整備	

1	「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」による依存防止対策の強化	24
2	ぱちんこへの依存防止対策に係る実施規程に基づいた取組の推進	25
3	業界の取組について評価・提言を行う第三者機関の活用	25
4	第三者機関（一般社団法人遊技産業健全化推進機構）による依存防止対策の立入検査	26
5	ぱちんこ営業所の管理者の業務に関する運用状況の確認とその改善	27
6	地域連携の強化	27
II	予防教育・普及啓発：基本法第14条関係	
1	ギャンブル等依存症問題等の効果的な普及啓発の実施【内閣官房】	28
2	依存症の理解を深めるための普及啓発【厚生労働省・総務省】	29
3	ギャンブル等依存症対策に関する消費者向けの総合的な情報提供【消費者庁】	30
4	地域における普及啓発の支援【消費者庁】	30
5	青少年等に対する普及啓発の推進【消費者庁・文部科学省】	31
6	学校教育における指導の充実【文部科学省】	31
7	各地域の社会教育施設等を活用した保護者等への啓発の推進【文部科学省】	32
8	金融経済教育におけるギャンブル等依存症対策の啓発【金融庁】	32
9	職場における普及啓発【厚生労働省・総務省】	33
III	依存症対策の基盤整備・様々な支援：基本法第16～21条関係	
第1	各地域の包括的な連携協力体制の構築及び連携協力の推進【内閣官房・厚生労働省・警察庁・金融庁・消費者庁・こども家庭庁・総務省・法務省・文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省】：基本法第20条関係	34
第2	都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画の策定促進【内閣官房】	35
第3	相談支援・治療支援：基本法第16・17条関係	
1	都道府県・政令指定都市における相談体制の充実【厚生労働省・総務省】	36
2	ギャンブル等依存症である者等の家族に対する支援の強化【厚生労働省・警察庁・金融庁・消費者庁・こども家庭庁・総務省・法務省・文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省】	37
3	女性相談支援員、児童相談所職員、こども家庭センター職員、障害福祉サービス従事者、発達障害者支援センター職員及び発達障害者地域支援マネジャー等の適切な支援【厚生労働省・こども家庭庁・総務省】	38
4	消費生活相談への的確な対応の確保に向けた地方公共団体に対する支援【消費者庁】	39
5	多重債務相談窓口の相談体制の強化【金融庁】	39

6	相談対応等においてギャンブル等依存症に配慮できる司法書士の養成【法務省】	40
7	日本司法支援センターにおける多重債務者等に対する適切な情報提供の推進【法務省】	40
8	全都道府県・政令指定都市における依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の早期整備を含む精神科医療の充実【厚生労働省・総務省】	41
第4	民間団体支援：基本法第19条関係	
1	自助グループを始めとする民間団体が行うミーティング、普及啓発、相談等の活動支援【厚生労働省・総務省】	42
2	自助グループを始めとする民間団体等に対する経済的支援【農林水産省・経済産業省・国土交通省・警察庁】（再掲）	42
第5	社会復帰支援：基本法第18条関係	
1	就労支援に関わる者のギャンブル等依存症の知識及び対応能力の向上【厚生労働省・総務省】	43
2	ギャンブル等依存症問題を有する生活困窮者の支援【厚生労働省】	44
3	ギャンブル等依存症問題を有する受刑者への効果的な指導・支援の実施【法務省】	45
4	受刑者に対する就労支援の充実【法務省】	45
5	保護観察対象者等に対する就労支援の充実【法務省】	46
第6	人材の確保：基本法第21条関係	
1	ギャンブル等依存症の初期対応を行うことができる医師を養成するための医師臨床研修の実施【厚生労働省】	47
2	医学部におけるギャンブル等依存症に関する教育の充実【文部科学省】	47
3	保健師、助産師、看護師、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師及び作業療法士の養成【厚生労働省】	48
4	ギャンブル等依存症が疑われる生活保護受給者への適切な支援のための、生活保護担当ケースワーカーに対する研修の実施【厚生労働省】	49
5	ギャンブル等依存症問題を有する受刑者に効果的な指導・支援を実施できる刑事施設の職員の育成【法務省】	49
6	ギャンブル等依存症問題を有する刑務所出所者等に効果的な指導・支援を実施できる更生保護官署職員の育成【法務省】	49
IV	調査研究・実態調査：基本法第22条・23条関係	
1	精神保健医療におけるギャンブル等依存症問題の実態把握【厚生労働省】	50
2	児童虐待による死亡事例等におけるギャンブル等依存症の影響等の把握【こども家庭庁】	50
3	ギャンブル等依存症問題を有する受刑者の実態把握【法務省】	51

4	海外競馬の依存症対策に係る調査【農林水産省】	51
5	公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンターへの相談データの分析によるギャンブル等依存症問題の実態把握【農林水産省・経済産業省・国土交通省】	51
6	ギャンブル依存症予防回復支援センターへの相談データの分析によるギャンブル等依存症問題の実態把握【国土交通省】	52
7	リカバリーサポート・ネットワーク（RSN）の相談データの分析等によるばちんこへの依存問題の実態把握【警察庁】	52
V	多重債務問題等への取組	
1	貸金業・銀行業における貸付自粛制度の適切な運用の確保及び当該制度を必要とする者への的確な周知の実施【金融庁】	53
2	ギャンブル等依存症に関する相談拠点と民間金融機関団体との連携促進【金融庁】	53
3	宝くじにおける自主的な取組の促進【総務省】	53
VI	オンラインカジノ等違法に行われるギャンブル等への取組	
1	オンラインカジノ等違法に行われるギャンブル等の取締りの強化【警察庁】	54
2	オンラインカジノの違法性等についての広報啓発・教育【警察庁・消費者庁・こども家庭庁・総務省・文部科学省】	54
3	オンラインカジノサイトへのアクセスに関する対策の推進【総務省・厚生労働省】	55
4	オンラインカジノへの送金等を抑止するための事業者等への警告、要請等【警察庁・金融庁・経済産業省】	55

(令和7年3月基本計画の) 令和7年度までの進捗状況

I 関係事業者の取組 : 基本法第15条関係

I-1 競馬における取組【農林水産省】

第1 競馬における広告・宣伝の在り方

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
1 指針を踏まえた広告・宣伝の抑制		
競馬主催者及び NAR は、広告・宣伝に関する自主的な指針を適切に運用するとともに、販売委託先業者が同指針に基づき適切に広告・宣伝を実施するよう指導を徹底。	○全国公営競技施行者連絡協議会（公連協）において策定された公営競技広告・宣伝指針を踏まえて、令和4年7月に日本中央競馬会及び地方競馬全国協会が自主的に策定した広告・宣伝指針について、適宜内容の充実や必要な見直しを行い、運用した。また、販売委託業者に対しては同指針に基づき適切に広告・宣伝を実施するよう指導を徹底した。	○各公営競技で行っているポイントサービスについて、過度なポイント付与がギャンブル等依存症を誘発する可能性があるとの指摘を受け、令和7年5月に全国公営競技施行者連絡協議会（公連協）、日本中央競馬会及び地方競馬全国協会の広告・宣伝指針に、ポイント付与への留意事項（過度に射心を煽る内容としない）を追記した。 ○令和7年6月、公連協において、有識者で構成する「公営競技におけるポイント制度の適正化に関する部会」が設置された。当部会におけるポイント付与サービスにおける考え方の提言を受け、令和8年1月に公連協において広告・宣伝指針が改訂され、これに伴い、日本中央競馬会は令和8年2月、地方競馬全国協会は令和8年1月にそれぞれの広告・宣伝指針を改訂するとともに、販売委託事業者に対して適切な広告・宣伝を実施するよう指導を徹底した。
2 普及啓発の推進		
競馬主催者、NAR 及び全主協は、以下の取組を推進。 ○ 他の公営競技と連携しつつ、SNS 等インターネットを始め、各種媒体を効果的に活用。 また、新たな注意喚起標語等も用いながらギャンブル等依存症に関する普及啓発活動を実施。 ○ ギャンブル等依存症対策の認知度を向上させるため、普及啓発の効果的な手法を検討。	○全てのレース開催告知ポスターやテレビコマーシャル、新聞・雑誌広告等における注意喚起標語「馬券は20歳になってから ほどよく楽しむ大人の遊び」などの表示や、注意喚起標語のステッカーの馬券発売機等への掲示により、広く一般へ注意喚起を実施している。また、「馬券の購入は20歳になってから」を競馬場内のビジョンにおいて放映することや、20歳未満の者の馬券購入が禁止されている旨の場内放送について、全ての競馬主催者が実施している。 ○啓発週間においては、競馬主催者等のHPや競馬場内のビジョン、場内放送による周知を実施した。また、公連協HPやSNS等も活用するとともに、令和7年3月に公連協にて策定した新たな注意喚起標語を用いた啓発ポスターを作成し、大学生・社会人となった青少年や若い世代に対し、ギャンブル等依存症問題の関心と理解を深めるため、発生抑制につながる知識の普及等の啓発活動（ポスター、セミナー等）を実施した。加えて、地方競馬全国協会（NAR）において、地方競馬関係者向けにギャンブル等依存症対策に係る研修動画を作成し、研修を実施した。	○年間を通じた普及啓発活動【令和5～7年度】 全てのレース開催告知ポスターやテレビコマーシャル、新聞・雑誌広告、ステッカー、競馬場内のビジョン、場内放送等での注意喚起を実施 ○啓発週間における取組【令和5～7年度】 ・啓発週間の周知 ビジョン等での放映（内閣官房作成動画含む） 啓発週間周知ポスターの競馬場等での掲示や農林水産省、公連協HP等への掲載 各主催者等のHPで特設バナーを掲載 グリーンチャンネル・BSイレブン(衛星放送)内における告知 メルマガ配信 ・セミナーの実施（公連協主催） 【令和5年度】：大阪商業大学：5月16日（参加者158名） 東北福祉大学：5月19日（参加者 64名） 【令和6年度】：大阪商業大学：5月14日（参加者 87名） 【令和7年度】：大阪商業大学：5月20日（参加者 77名） （注）参加者数はリアクションペーパー回答者数 ・公連協HP、Xでの投稿 計60回【平成31年4月24日～令和8年3月2日】 ○各公営競技とも連携したポスターやチラシ等の作成【令和5～7年度】 （注）令和7年度は公連協で新たに策定した注意喚起標語「つい賭けすぎてしまうあなたへ 今、相談という、第一歩」を用いた啓発ポスターを作成

第2 競馬におけるアクセス制限等		
基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
1 競馬場等における本人・家族申告によるアクセス制限制度の活用等		
競馬主催者は、警備員等の配置・巡回による入場制限者の把握・入場制限を着実に実施。 競馬主催者及び NAR は、以下の取組を推進。 ○ アクセス制限制度等の認知度を向上させるため積極的に周知。 ○ 相談拠点や専門医療機関における相談等において、アクセス制限制度等を積極的に紹介してもらうなど連携を強化。 ○ アクセス制限制度について、利便性向上のための手法を検討。 ○ 今後の技術の進展等も踏まえ、入場制限者等をより効率的かつ低コストで特定するための技術に関する情報収集を行い、競馬場等での適切な入場制限の手法について検討。	○入場口及び勝馬投票券発売機付近への警備員等の配置を強化している。また、警備員の場内巡回数の増加等を行うことにより、入場制限者等と思われる者を確認次第、その者の入場を制限している。 ○令和7年11月から、公連協HPにおいて、公営競技場等へのアクセス制限やインターネット投票における限度額設定制度を紹介した「漫画で解説！アクセス制限制度」のバナーを掲示し、各公営競技のアクセス制限制度等について積極的周知を行った。 ○競馬主催者等は、相談拠点等においてアクセス制限制度を積極的に紹介してもらうなど連携するべく内閣官房を通じて同制度等に係る情報提供を行った。 ○主催者のホームページにアクセス制限の申請フォーマットを掲載し、手続の利便性向上を図った。 ○競馬場において、多数の来場者の入退場時に、スムーズかつ安全な導線の確保を可能にするための個人認証支援ツールとしての顔認証システムの研究に関して、JRAにおいて検出精度の向上に関する情報収集を行った。	○アクセス制限の実施状況の推移（場・場外） (R6.3末) → (R7.3末) → (R8.3末) ・中央競馬（本人申告） 116件 → 149件 → 195件 （家族申告） 4件 → 6件 → 6件 ・地方競馬（本人申告） 12件 → 22件 → 35件 （家族申告） 1件 → 1件 → 3件 ○「漫画で解説！アクセス制限制度」閲覧数 (R8.3末) 閲覧数： 1,100件 ○相談拠点等においてアクセス制限制度を積極的に紹介してもらうなど連携するべく内閣官房を通じて同制度等に係る情報を共有したほか、アクセス制限制度についてメール等で相談可能な相談窓口一覧を公連協HP上に掲示するなど速やかな相談につなげる取組を行った。 ○令和7年5月から、競馬場等への入場制限（本人申告）について、申請書フォーマット（PDF）を競馬主催者HPに掲載することで、申請者本人が事前に申請書を記入できるよう利便性向上の対応を行った。 ○実証実験 ・令和4年7月30日～8月14日の競馬開催日（札幌競馬場で実施） ・令和5年6月10日～7月16日の競馬開催日（函館競馬場で実施） ・令和6年7月27日～8月4日の競馬開催日（札幌競馬場で実施） ○実証実験での検証結果 令和6年までの実証の結果、素顔での認証精度は向上しつつあるものの、マスク・眼鏡着用時等で検知できないケースがあることから、令和7年については検出精度の向上に関する情報を収集しつつ、引き続き、競馬場等での適切な入場制限の実施について検討を行う。
2 競馬場等における 20 歳未満の者の購入禁止の徹底等		
○ 競馬主催者は、警備員等の配置・巡回等による 20 歳未満の者の購入禁止を徹底。 ○ 競馬主催者及び NAR は、今後の技術の進展等も踏まえ、20 歳未満の者をより効率的かつ低コストで特定するための技術の情報収集を行い、警備員の巡回等、他の手法との比較も含めて有効な手法について検討。	○20歳未満と思われる者に対し、警備員等による声かけ及び身分証明書等による年齢確認を行い、20歳未満の者による馬券の購入及び20歳未満の者のみによる場外馬券売場への入場を防止している。また、「馬券は20歳になってから ほどよく楽しむ大人の遊び」などの標語を、全てのレース開催告知ポスターやテレビコマーシャル、新聞・雑誌広告、馬券発売機等でのステッカー、競馬場内のビジョンによる放映等により表示し、注意喚起を行っている。加えて、啓発週間中は、競馬場内の放送やビジョンでの注意喚起、入場口及び馬券発売機付近への警備員等の配置、警備員の場内巡回数の増加を行った。 ○JRAにおいて検出精度の向上に関する情報を収集するとともに、警備員巡回等他の有効な手法について検討した。	○啓発週間での取組【令和5～7年度】 ・ビジョン等において、啓発週間の告知を放映 ・20歳未満の者による馬券の購入に対する馬券発売機周辺での警備の強化 ○実証実験 ・令和4年7月30日～8月14日の競馬開催日（札幌競馬場で実施） ・令和5年6月10日～7月16日の競馬開催日（函館競馬場で実施） ・令和6年7月27日～8月4日の競馬開催日（札幌競馬場で実施） ○実証実験での検証結果 令和6年までの実証の結果、顔認証エンジンの精度向上は認められたものの、実用化レベルには達していないことから、令和7年については検出精度の向上に関する情報を収集するとともに、警備員巡回等他の手法との比較も含め有効な手法について検討を行う。

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
3 インターネット投票におけるアクセス制限制度の活用、インターネット投票利用者の投票データの分析等		
競馬主催者、NAR 及び販売委託先業者は、以下の取組を推進。 ○ インターネット投票におけるアクセス制限制度及び購入限度額設定の活用を促進するとともに、今後、インターネット投票データを分析し、効果的なギャンブル等依存症対策を検討。 ○ アクセス制限制度等の認知度を向上させるため積極的に周知。 ○ 相談拠点や専門医療機関における相談等において、アクセス制限制度等を積極的に紹介してもらうなど連携を強化。 ○ アクセス制限制度等について、オンラインでの申請受付など利便性向上のための手法を検討。 ○ クレジットカード等を利用した後払い決済の在り方を検討。	○競馬主催者等は、引き続き、電話・インターネット投票の購入限度額設定システムを実施するとともに、インターネット投票データの分析においては、個人情報保護の観点からデータの集積・分析に関して必要となる手続等について、法的な確認・整理を行った。 ○公連協HPにおいて、公営競技場等へのアクセス制限やインターネット投票における限度額設定制度を紹介した「漫画で解説！アクセス制限制度」のバナーを掲示し、各公営競技のアクセス制限制度等について積極的周知を行った。 ○競馬主催者等は、相談拠点等においてアクセス制限制度を積極的に紹介してもらうなど連携するべく内閣官房を通じて同制度等に係る情報提供を行った。 ○投票サイトにおいて、購入制限を視覚的に訴えるための新たな表示方法について、JRA及び地方競馬において導入した。 ○クレジットカード等を利用した後払い決済の在り方については、対応を検討中。	○アクセス制限の実施状況の推移（ネット投票） (R6.3末) → (R7.3末) → (R8.3末) 中央競馬（本人申告）4,645件 → 5,679件 → 6,791件 （家族申告）133件 → 168件 → 204件 地方競馬（本人申告）1,423件 → 1,725件 → 2,057件 （家族申告）16件 → 26件 → 30件 ○相談拠点等においてアクセス制限制度を積極的に紹介してもらうなど連携するべく内閣官房を通じて同制度等に係る情報を共有したほか、アクセス制限制度についてメール等で相談可能な相談窓口一覧を公連協HP上に掲示するなど速やかな相談につなげる取組を行った。 ○購入限度額設定の開始時期 中央競馬 令和2年11月20日（電話・インターネット投票） 令和5年11月11日（UMACA投票：現金をチャージしたICカード利用） 地方競馬 令和2年11月30日（SPAT4、競馬モール） 令和5年2月23日（オッズパーク） ○購入限度額設定者数 (R6.3末) → (R7.3末) → (R8.3末) 中央競馬：30,108件 → 42,913件 → 59,818件 地方競馬：18,564件 → 26,298件 → 33,395件 ○購入制限を視覚的に訴えるための新たな表示方法の導入 中央競馬 令和5年12月7日 地方競馬 令和6年6月21日（SPAT4） 令和6年6月24日（オッズパーク） 令和6年6月25日（競馬モール） ○個人情報保護の観点からインターネット投票データの利用目的を特定するために、 ・日本中央競馬会の電話・インターネット投票に関する約定の改正を実施した。（令和8年3月30日） ・地方競馬の電話・インターネット投票（SPAT4）に関する約定の改正に関する検討を実施した。（令和8年5月1日付で改正） ○クレジットカードを利用したインターネット投票については、1ヶ月あたりの利用上限額を10万円に設定している。

第3 競馬における相談・治療につなげる取組

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
1 自助グループを始めとする民間団体等に対する経済的支援		
競馬主催者及び全主協は、他の公営競技と連携し、経済的支援を必要とする自助グループを始めとする民間団体等が支援を受けられるよう補助事業の周知を図るとともに、必要に応じて支援内容等の見直しを実施。	○公連協において、自助グループをはじめとする民間団体等に対する経済的支援として、補助事業の公募を実施。	○ギャンブル等依存症関連問題支援事業の実施（令和3年度末に補助事業の募集を開始） 【令和5年度実績】 2件 197万円 （内訳） ・一般社団法人ギャンブル等依存症対策研究会 100万円 ・特定非営利活動法人ジャパンマック 97万円 【令和6年度実績】 3件 265万円 （内訳） ・公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会 87万円 ・一般社団法人ギャンブル等依存症対策研究会 100万円 ・特定非営利活動法人ジャパンマック 78万円 【令和7年度採択】 3件 263万円 （内訳） ・特定非営利活動法人ジャパンマック 100万円 ・公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会 67万円 ・日本貸金業協会 97万円 ○令和7年度の事業実施に向け公募（令和7年3月3日～同年6月30日） ○令和7年8月に公連協HPで支援実績を公表
2 公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター等における相談体制の強化		
競馬主催者、NAR及び全主協は、以下の取組を推進。 ○相談窓口の積極的な周知を図るとともに、利便性向上のため電話以外の手法も検討。 また、知識を有する人材の確保・養成等を図るため、ギャンブル等依存症に関する研修等について、内容の充実を図り継続して実施。 ○各地域の包括的な連携協力体制に積極的に参画し、各種依存症対策への活用を検討。	○競馬場及び場外馬券売場におけるポスターやリーフレット、HP、公連協HPや公連協X等での掲載により、公営競技カウンセリングセンターの問合せ先等を周知している。 啓発週間においては、上記の取組に加え、HPトップページでの特設バナーの掲示により周知した。 ○相談窓口の利便性向上のためメールでの照会を開始。 ○各競馬主催者の従業員、インターネット投票サイトの運営担当者等に対する研修を実施し、人材の確保・養成等に努めており、役職員に対してはeラーニングによる研修を実施した。 研修については、NARにおいて専門家講演動画を制作し、研修用の教材として活用を図ることで内容の充実を図った。 ○各地域の包括的な連携協力体制に参画し、情報や課題の共有、最新の知見の収集を図っている。	○相談受付件数 ・公営競技カウンセリングセンター 【令和5年度】471件 【令和6年度】607件 【令和7年度】473件 ○相談件数の公表【令和5～7年度】 公連協HPで相談実績を公表 ○公営競技カウンセリングセンターの周知【令和5～7年度】 ○JRAにおいては、令和8年1月からGoogleフォームを活用したメール（自動返信）でのJRAの依存症対策及び公営競技カウンセリングセンター等相談窓口の紹介を開始した。 ○各主催者、インターネット事業者のギャンブル等依存症対策担当者を対象に専門家による勉強会を実施（NAR主催） 【令和5年度】2月27日 39名 【令和6年度】実施なし 【令和7年度】3月5日 54名 ○連携協力体制への参画【令和5～7年度】 競馬主催者は都道府県等が開催する会議に参画し、都道府県計画策定に向けた情報や課題を共有
3 セルフチェックツールの普及等によるギャンブル等依存症の早期発見・早期介入		
競馬主催者及び全主協は、以下の取組を推進。 ○他の公営競技等と連携し、セルフチェックツールの周知を図るほか、効果検証を行い、必要に応じて改善。 ○セルフチェックツールからアクセス制限制度につなげる仕組みの検討に着手。	○各主催者等のHPや啓発週間のセミナー等でセルフチェックツールの周知を実施 ○令和7年11月からセルフチェックツールの最終の診断画面において、アクセス制限制度を紹介した「漫画で解説！アクセス制限制度」のバナーを掲示し、各公営競技のアクセス制限制度の問い合わせ先につなげる仕組みを構築した。	○セルフチェックツールの閲覧数及び回答数 （R6.3末）→（R7.3末）→（R8.3末） 閲覧数：768,644件 → 1,058,107件 → 1,295,834件 回答数：251,944件 → 350,693件 → 431,715件 全回答者数のうち令和8年3月末時点の結果で38.0%が、10～20代の者

第4 競馬における依存症対策の体制整備

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
1 従業員教育の推進等による依存症対策実施体制の強化		
競馬主催者、NAR 及び全主協は、研修の実施を通じて、ギャンブル等依存症対策に関する十分な知識を有する人材の確保・養成等に努め、依存症対策実施体制を強化。	○各競馬主催者の役職員、インターネット投票サイトの運営担当者等に対し、eラーニング等を活用し、研修を継続的に実施	○役職員への研修の実施 ・JRA：【令和5年度】計1,778名、計1回 【令和6年度】計1,797名、計1回 【令和7年度】計2,059名、計2回 ※本部における精神科医を招聘しての講演会実施を含む。 ・地方競馬：専門家の監修の下で研修動画を制作し、NAR、各主催者、インターネット事業者において研修を実施 【令和5年度】計998名、計17回 【令和6年度】計1089名、計15回 【令和7年度】計926名、計16回
2 ギャンブル等依存症対策実施規程による対策の強化		
競馬主催者及び NAR は、規程に基づくギャンブル等依存症対策を着実に実施するとともに、規程について検証を行い、必要に応じて改善。	○競馬主催者等は、「ギャンブル等依存症対策実施規程」に基づき着実にギャンブル等依存症対策を実施	○ギャンブル等依存症対策実施規程の改正【令和5～7年度】 ・JRA:計3回 ・地方競馬:計1回 ○ギャンブル等依存症対策実施規程に基づく取組【令和5～7年度】 ・JRA：ギャンブル等依存症対策実施計画の作成、ギャンブル等依存症対策委員会の開催 等 ・地方競馬：専門的知識を有する講師を招いた研修の実施 等

I-2 競輪・オートレースにおける取組【経済産業省】
第1 競輪・オートレースにおける広告・宣伝の在り方

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
1 指針を踏まえた広告・宣伝の抑制		
競輪については JKA 及び全輪協が、オートレースについては JKA 及び全動協が、それぞれ広告・宣伝に関する自主的な指針を適切に運用。また、販売委託先業者も含む関係者を対象とした研修等を通じて周知徹底するとともに、過度に射幸心をあおられる表現等があった場合には速やかに対応するなど実効性ある運用を実施。	○競輪・オートレースにおいては、それぞれ、「競輪広告・宣伝指針」（令和4年12月）・「オートレース広告・宣伝指針」（令和4年12月）を適切に運用中。また、販売委託業者も含む関係者を対象とした研修を実施するなどして周知徹底に努めている。	○競輪・オートレース共に販売委託事業者にも広告・宣伝指針を遵守するよう要請すると共に研修を通じて周知徹底した。また、運用において、指針上懸念のある広告に対して改善するよう働きかけるなど対応している。 ○各公営競技で行っているポイントサービスについては、過度なポイント付与はギャンブル等依存症を誘発する可能性があるとの指摘を受け、令和7年5月に広告・宣伝指針を改正し、その対象に同サービスを加えるとともに、同サービスの適切なあり方を検討する部会を全国公営競技施行者連絡協議会に設置し議論を経て令和7年12月に結論を得た。その後、令和8年1月にはその結果を盛り込むため再度同指針を改正し翌月より適用している。 ○同サービスを巡る措置に当たっては、競輪・オートレース共に全ての関係者に周知徹底を図っているが、特に、車券の販売委託事業者には丁寧な説明を行うとともに同指針への遵守を要請。更に関係者向けの研修では本措置について個別に説明を行い、ポイントサービスそのものだけでなく、その広告についても同指針の遵守を働きかけるなど対応した。
2 普及啓発の推進		
競輪・オートレース施行者等は、以下の取組を推進。 ○ 他の公営競技と連携しつつ、SNS等インターネットを始め、各種媒体を効果的に活用し、新たな注意喚起標語等も用いながら、ギャンブル等依存症に関する普及啓発活動を実施。 ○ ギャンブル等依存症対策の認知度を向上させるため、普及啓発の効果的な手法を検討。	○インターネット等各種媒体を効果的に活用し、注意喚起標語、相談窓口、セルフチェックツール、普及啓発週間等を積極的に周知。ギャンブル等依存症対策の認知度向上のため、ホームページ上で相談窓口一覧等の内容拡充に取り組んでいる。 ○啓発週間においては、競輪施行者等のHPや競輪場内のビジョン、場内放送による周知を実施した。また、公連協HPやSNS等も活用するとともに、令和7年3月に公連協にて策定した新たな注意喚起標語を用いた啓発ポスターを作成し、大学生・社会人となった青少年や若い世代に対し、ギャンブル等依存症問題の関心と理解を深めるため、発生抑制につながる知識の普及等の啓発活動（ポスター、セミナー等）を実施した。	○年間を通じた普及啓発活動【令和5～7年度】 全てのレース開催告知ポスターやテレビコマーシャル、新聞・雑誌広告、ステッカー等で注意喚起を実施。 ○啓発週間における取組【令和5～7年度】（以下、公連協関係のみ記載） ・各競走場や公連協HP等での啓発週間周知ポスターの掲示 ・競輪及びオートレースのオフィシャルHP上の特設バナーの掲載 ・競輪及びオートレースのオフィシャルHP、各競輪場及びオートレース場のHP等での周知 ・デジタルサイネージを使用した周知（令和5、6、7年度：東京駅） ・全競輪場、全オートレース場、全サテライトにて啓発週間の周知を目的としたグッズ配布（令和5年度：ウェットティッシュ、令和6年度：マルチパスケース、令和7年度：マイクロファイバークロス） ・セミナーの実施（公連協主催） 【令和5年度】：大阪商業大学：5月16日（参加者158名） 東北福祉大学：5月19日（参加者 64名） 【令和6年度】：大阪商業大学：5月14日（参加者 87名） 【令和7年度】：大阪商業大学：5月20日（参加者 77名） （注）参加者数はリアクションペーパー回答者数 ・公連協HP、Xでの投稿 計60回【平成31年4月24日～令和8年3月2日】 ○各公営競技とも連携したポスターやチラシ等の作成【令和5～7年度】 （注）令和7年度は公連協で新たに策定した注意喚起標語「つい賭けすぎてしまうあなたへ 今、相談という、第一歩」を用いた啓発ポスターを作成

第2 競輪・オートレースにおけるアクセス制限等

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等																												
1 競輪場・オートレース場等における本人・家族申告によるアクセス制限制度の活用等																														
競輪・オートレース施行者は、警備員の配置・巡回による入場制限者の把握・入場制限を着実に実施。 競輪・オートレース施行者等は、以下の取組を推進。 ○ アクセス制限制度等の認知度を向上させるため積極的に周知。 ○ 相談拠点や専門医療機関における相談等において、アクセス制限制度等を積極的に紹介してもらうなど連携を強化。 ○ アクセス制限制度について、メール等オンラインでの申請受付など利便性向上のための取組を検討。	○競輪・オートレース施行者は、入場制限者の把握・入場制限の実施を徹底。 ○競輪・オートレースのオフィシャルHPにおいてアクセス制限申請様式等や相談窓口一覧等の掲載など内容拡充を図りアクセス制限制度の認知度向上や利便性向上のための取組を実施。 ○競輪・オートレース施行者等は、相談拠点等においてアクセス制限制度を積極的に紹介してもらうなど連携するべく内閣官房を通じて同制度等に係る情報を連携。 ○公連協HPにおいて、アクセス制限制度を紹介した「漫画で解説！アクセス制限制度」のバナーを掲示し、各公営競技のアクセス制限制度等について積極的周知を行った。	○アクセス制限の実施状況の推移（場・場外） (R6.3末) → (R7.3末) → (R8.3末) <table><tr><td>競輪</td><td>(本人申告)</td><td>31件</td><td>→</td><td>38件</td><td>→</td><td>55件</td></tr><tr><td></td><td>(家族申告)</td><td>3件</td><td>→</td><td>3件</td><td>→</td><td>3件</td></tr><tr><td>オートレース</td><td>(本人申告)</td><td>6件</td><td>→</td><td>6件</td><td>→</td><td>6件</td></tr><tr><td></td><td>(家族申告)</td><td>0件</td><td>→</td><td>0件</td><td>→</td><td>0件</td></tr></table> ○競輪・オートレース施行者等は、アクセス制限制度等の認知度を向上させるため競輪及びオートレースのオフィシャルHP上に申請様式等を掲載するなど内容の拡充を進めるなどして積極的に周知した。また、相談拠点等においてアクセス制限制度を積極的に紹介してもらうなど連携するべく内閣官房を通じて同制度等に係る情報を共有したほか、アクセス制限制度についてメール等で相談可能な相談窓口一覧を公連協HP上に提示するなど速やかな相談に繋げる取組を実施。 ○「漫画で解説！アクセス制限制度」閲覧数 (R8.3末) 閲覧数： 1,100件	競輪	(本人申告)	31件	→	38件	→	55件		(家族申告)	3件	→	3件	→	3件	オートレース	(本人申告)	6件	→	6件	→	6件		(家族申告)	0件	→	0件	→	0件
競輪	(本人申告)	31件	→	38件	→	55件																								
	(家族申告)	3件	→	3件	→	3件																								
オートレース	(本人申告)	6件	→	6件	→	6件																								
	(家族申告)	0件	→	0件	→	0件																								
2 競輪場・オートレース場等における 20 歳未満の者の購入禁止の徹底																														
競輪・オートレース施行者は、警備員等の配置・巡回による 20 歳未満の者の購入禁止を徹底。	○各競走場等において20歳未満の者による車券購入の禁止を徹底。また、インターネット等各種媒体を効果的に活用し注意喚起標語を積極的に周知。 ＜注意喚起標語＞ 「車券の購入は20歳になってから。競輪（オートレース）は適度に楽しみましょう」	○各競走場等において、20歳未満と思われる者に対し、車券を購入しようとする行為が見られない場合でも、警備員等による積極的な声かけ、年齢確認を行い、20歳未満の者による車券の購入を徹底																												

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
3 インターネット投票におけるアクセス制限制度の活用、インターネット投票利用者の投票データの分析等		
JKA、全輪協、全動協、一般財団法人オートレース振興協会及び販売委託先業者は、以下の取組を推進。 ○ インターネット投票におけるアクセス制限制度及び購入限度額設定の活用を促進するとともに、今後、インターネット投票データの分析等を行い、効果的なギャンブル等依存症対策を検討。 ○ アクセス制限制度等の認知度を向上させるため積極的に周知。 ○ 相談拠点や専門医療機関における相談等において、アクセス制限制度等を積極的に紹介してもらうなど連携を強化。 ○ アクセス制限制度等について、メール等オンラインでの申請受付など利便性向上のための取組を検討。 ○ クレジットカード等を利用した後払い決済について見直しを求められていることを踏まえ、効果的な対策を検討。なお、クレジットカード等を利用した後払い決済の月当たりの利用上限額設定についても検討。	○競輪・オートレースのオフィシャルHPにおいてアクセス制限申請様式等や相談窓口一覧等の掲載など内容拡充を図りアクセス制限制度の認知度向上や利便性向上のための取組を実施。 ○相談拠点等においてアクセス制限制度を積極的に紹介してもらうなど連携するべく内閣官房を通じて同制度等に係る情報を連携。 ○インターネット投票データの分析等については、情報の取扱いに係る法的な整理など含め分析のあり方について検討中。 ○クレジットカード等を利用した後払いについては今後検討予定。また、一部の関係事業者においてはクレジットカード等を利用した後払い決済の月当たりの利用限度額設定についても検討中。 ○公連協HPにおいて、アクセス制限制度を紹介した「漫画で解説！アクセス制限制度」のバナーを掲示し、各公営競技のアクセス制限制度等について積極的周知を行った。	○アクセス制限の実施状況の推移（ネット投票）

第3 競輪・オートレースにおける相談・治療につなげる取組

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
1 自助グループを始めとする民間団体等に対する経済的支援		
JKA は、ギャンブル等依存症対策に対する補助の事例を紹介する等、JKA 補助事業の対象を適切に周知し、自助グループを始めとする民間団体等に対する経済的支援を推進。	○JKA補助事業の補助方針において、「ギャンブル等依存症対策に関する支援活動」及び「ギャンブル等依存症に係る研究」の二つの補助メニューを明記し、ギャンブル等依存症対策事業がJKA補助事業の対象であることをウェブサイトやパンフレット等で周知し、募集を実施。	応募があった大学の「研究補助」事業について採択し、補助事業として実施 【令和5年度採択】3件 897万円 【令和6年度採択】3件 765万円 【令和7年度採択】4件 1,065万円
2 公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター等における相談体制の強化		
○ JKA、全輪協、全動協及び競輪・オートレース施行者は、メール等の活用により相談窓口を利用しやすくするとともに、ウェブサイト上でより分かりやすく表示するなど相談窓口を積極的に周知。また、相談方法については、技術動向も踏まえ電話やメール以外の手法の導入可能性についても検討する。 ○ 競輪・オートレース施行者は、各地域の包括的な連携協力体制に積極的に参画し、各種依存症対策への活用を検討。	○メール等の活用により相談窓口を利用しやすくするとともに、ウェブサイト上でより分かりやすく表示するなど相談窓口を積極的に周知。 ○競輪・オートレース施行者は、各地域の包括的な連携協力体制に積極的に参画。	○相談受付件数 ・公営競技カウンセリングセンター 【令和5年度】471件 【令和6年度】607件 【令和7年度】473件 ○相談件数の公表【令和5～7年度】 公連協HPで相談実績を公表 ○公営競技カウンセリングセンターの周知【令和5～7年度】 ○連携協力体制への参画【令和5～7年度】 競輪・オートレース施行者は都道府県等が開催する会議に参画、各種対策に協力
3 セルフチェックツールの普及等によるギャンブル等依存症の早期発見・早期介入		
JKA、全輪協及び全動協は以下の取組を推進。 ○ 他の公営競技等と連携し、セルフチェックツールの周知を図るほか、効果検証を行い、必要に応じて改善。 ○ セルフチェックツールからアクセス制限制度につなげる仕組みの検討に着手。	○インターネット等各種媒体を効果的に活用し、セルフチェックツールを積極的に周知。	セルフチェックツールの閲覧数及び回答数 (R6.3末) → (R7.3末) → (R8.3末) 閲覧数： 768,644件 → 1,058,107件 → 1,295,834件 回答数： 251,944件 → 350,693件 → 431,715件 全回答者数のうち 38.0%が、10～20代の者

第4 競輪・オートレースにおける依存症対策の体制整備

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
1 従業員教育の推進等による依存症対策実施体制の強化		
JKA、全輪協及び全動協は、知識の向上や理解を深めるため、競輪・オートレース施行者や販売委託先業者等の従業員等を対象とした定期的な研修により、依存症対策実施体制を強化。	○競輪・オートレース施行者や販売委託先業者等の従業員等を対象とした競輪・オートレース合同の研修を令和8年1月に開催。	WEBによる競輪・オートレース合同研修会を実施 講 師：経済産業省 受講者数：【令和5年度】約180名 【令和6年度】約180名 【令和7年度】約260名
2 ギャンブル等依存症対策実施規程による対策の強化		
○ 競輪・オートレース施行者等は、規程に基づくギャンブル等依存症対策を着実に実施。 ○ JKA、全輪協及び全動協は、推進会議において、ギャンブル等依存症対策の取組状況や課題等について検討するとともに、必要に応じて規程の内容を改善するなど、一層の取組強化を検討。	○競輪オートレース施行者はそれぞれ「ギャンブル依存症対策実施規程」を定めて対策を着実に実施。 ○JKA、全輪協及び全動協は、競輪・オートレースそれぞれ、推進会議においてギャンブル等依存症対策の取組状況や課題等、対策強化について検討するなどして取り組んでいる。	○競輪及びオートレースでは、それぞれ競輪ギャンブル依存症対策推進会議、オートレースギャンブル等依存症対策推進会議を開催し、課題や具体的施策の対応方針等を議論。令和7年4月及び令和8年1月にはポイント付与サービスに係る広告・宣伝指針の見直しを行った。

I-3 モーターボート競走における取組【国土交通省】
第1 モーターボート競走における広告・宣伝の在り方

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
1 指針を踏まえた広告・宣伝の抑制		
モーターボート競走関係団体は、 広告・宣伝に関する自主的な指針を 遵守し、適切に運用。	○全国公営競技施行者連絡協議会（以下、「公連協」という。）の作業部会 において策定した指針（公営競技・広告宣伝指針）をもとに、過度に射幸心 をあおる内容としない、また、20 歳未満の者に対し投票券の購入を禁止す ることや、ギャンブル等依存症の抑止のため、「のめり込み」を防止し節度 ある購入を促す等の配慮を行う内容を含めた指針（ボートレース広告・宣伝 指針）を令和4年3月に策定し、オフィシャルHPにおいて公表している。	○各公営競技で行っているポイントサービスについて、過度なポイント付与はギャンブル等依存症を 誘発する可能性があるとの指摘を受け、公連協が策定する指針（公営競技広告・宣伝指針）につい て、令和7年5月にポイント付与への留意事項を追記する改訂を行い、さらに令和8年1月には、公 連協にて立ち上げた有識者で構成する「公営競技におけるポイント制度の適正化に関する部会」で整 理されたポイント付与サービスにおける考え方を広告・宣伝指針に追記する改訂を行った。これを踏 まえ、同月、ボートレース・広告宣伝指針を改定した。 ○施行者に対して、BOATRACE振興会主催「広報・宣伝担当者会議」にて「ボートレース広告・宣伝指 針」を遵守するよう、周知した。 【令和5年度】計49名、計3回（対面：東京、大阪、福岡） 【令和6年度】計54名、計3回（対面：東京、大阪、福岡） 【令和7年度】計57名、計2回（対面：東京、大阪）

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
2 普及啓発の推進		
モーターボート競走関係団体及び支援センターは、以下の取組を推進。 ○ 他の公営競技と連携し、SNS等インターネットを始め、各種媒体を効果的に活用し、新たな注意喚起標語等も用いながらギャンブル等依存症に関する普及啓発活動を実施。 ○ ギャンブル等依存症対策の認知度を向上させるため、普及啓発の効果的な手法を検討。 ○ 当事者やサポートを行う方の一助となるよう、支援センターにおいて蓄積された相談データを基に対応事例集を作成。	○ 施行者等は、啓発ポスターや開催告知ポスター、テレビコマーシャル、出走表、舟券販売機、キャッシュレス端末、公式HPインターネット投票サイト等において、注意喚起標語「無理のない資金で、余裕を持ってお楽しみください。」などの表示や注意喚起標語ステッカーの記載台等への掲示等、競走場等ホームページやインターネット投票サイトでの相談窓口案内や支援センター作成リーフレットの相談窓口での配布等広く一般に注意喚起を従前から継続的に実施している。 また、他の公営競技と連携し作成した注意喚起標語のポスターを用いながら、ギャンブル等依存症に関する普及啓発活動を実施した。 ○ 支援センターは、ギャンブル等依存症に関する知識の普及啓発のため作成したリーフレット及び漫画を活用し、継続して施行者等へ提供し、HPにおいて公開している。 また、SNS等に広告を展開し、依存症の正しい情報の周知や相談窓口（サポートコール）へ繋がるよう促した。 ○ 啓発週間においては、施行者等のHP、競走場の場内モニターやアナウンスによる啓発週間の周知、公連協HP及びSNSにて周知を実施、若年層への啓発を目的に大学生に対し、ギャンブル等依存症問題の関心と理解を深めるため、発生抑制につながる知識の普及といった啓発活動（セミナー）を実施した。 また、公連協HPやSNS等を活用するとともに、大学生・社会人となった青少年や若い世代に対し、ギャンブル等依存症問題の関心と理解を深めるため、発生抑制につながる知識の普及といった啓発活動（ポスター、セミナー等）を実施した。 ○ 対応事例集の作成にあたっては、支援センターにおいて蓄積された相談データや、令和8年3月から開始したAIチャットボット等において一定程度蓄積されたデータを基に進めていくこととし、相談データの集計及び解析に着手した。	○ 年間を通じた普及啓発活動 【モーターボート競走関係団体】 全てのレース開催告知ポスターやテレビコマーシャル、新聞・雑誌広告、ステッカー、場内ビジョン、場内放送、リーフレット等での注意喚起を実施 【支援センター】 - 作成している予防教育ツールを施行者等への提供へ及び、HPへ公開 - SNSを活用した青少年に対する普及啓発活動を実施 - 教育機関において、依存症の正しい理解を目的として講義を実施 【令和5年度】計130名（東北福祉大学）、計342名（聖心女子大学） 【令和6年度】計174名（大阪商業大学）、計314名（聖心女子大学） 【令和7年度】計77名（大阪商業大学） 【全国モーターボート競走施行者協議会（以下、「全施協」という）】 - 舟券販売機の改修を実施し、以下の文言を表示（端末による文字制限により、②は可能な端末のみ） 一部の対象外の端末を除き、令和6年度末時点で全ての場で改修が完了した。 ① 無理のない資金で、余裕を持ってお楽しみください。 ② 20歳未満の方は投票券の購入ができません。 ○ 啓発週間における取組 【モーターボート競走関係団体】 - 啓発週間の周知 - ビジョン等での放映 - 啓発週間周知ポスターの競走場等での掲示や公式HP・各場・支援センターのHPへの掲載 【全国公営競技施行者連絡協議会】 - 啓発週間の周知 - セミナーの実施 【令和5年度】：計158名（大阪商業大学）、計64名（東北福祉大学） 【令和6年度】：計87名（大阪商業大学） 【令和7年度】：計77名（大阪商業大学） - 公連協HP、Xでの投稿 ○ 各公営競技とも連携したポスターやチラシ等の作成【令和5～7年度】 令和7年度は公連協で新たに策定した注意喚起標語「つい賭けすぎてしまうあなたへ 今、相談という、第一歩」を用いた啓発ポスターを作成 【支援センター】 - HP内に啓発週間の特設ページを開設 X、LINE、Instagramへ投稿

第2 モーターボート競走におけるアクセス制限等

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
1 競走場等における本人・家族申告によるアクセス制限制度の活用等		
モーターボート競走施行者は、警備員等の配置・巡回による入場制限者の把握・入場制限を実施。 モーターボート競走施行者及び全施協は、以下の取組を推進。 ○ アクセス制限制度等の認知度を向上させるため積極的に周知。 ○ 相談拠点や専門医療機関における相談等において、アクセス制限制度等を積極的に紹介してもらうなど連携を強化。 ○ アクセス制限制度について、オンラインでの申請受付など利便性向上のための手法を検討。 ○ 今後の技術の進展等も踏まえ、ICT 技術（顔認証システム）の実用化に向けた調査を継続的に実施。	○競走場及び場外舟券発売場において、警備員の配置・巡回の実施による入場制限者の把握・入場制限を実施した。 競走場及び場外舟券発売場のアクセス制限制度の認知度をあげるため、HP・ポスター掲出などを実施した。 ○顔認証システムについては、これまでの取組を踏まえて引き続き実用化に向け検討 ○公連協HPにおいて、アクセス制限制度を紹介した「漫画で解説！アクセス制限制度」のバナーを掲示し、各公営競技のアクセス制限制度等について積極的周知を行った。 ○相談拠点等においてアクセス制限制度を積極的に紹介してもらうなど連携するべく内閣官房を通じて同制度等に係る情報提供を行った。	○アクセス制限の実施状況の推移（場・場外） (R6.3末 → R7.3末 → R8.3末) (本人申告) 114件 → 149件 → 186件 (家族申告) 0件 → 0件 → 1件 ○顔認証システムの実証実験 マスク着用時の顔認証精度は、90%以上を達成しているが、全国的に実施する上での運用方法、カメラ設置個所や経費等引き続き検討 ・ 尼崎競走場にて実証実験を実施中（令和6年11月～） ○「漫画で解説！アクセス制限制度」閲覧数 (R8.3末) 閲覧数： 1,100件 ○アクセス制限制度等の認知度を向上させるため全施協HP上に申請様式等を掲載するなど内容の拡充を進めるなどして積極的に周知した。また、相談拠点等においてアクセス制限制度を積極的に紹介してもらうなど連携するべく内閣官房を通じて同制度等に係る情報を共有したほか、アクセス制限制度についてメール等で相談可能な相談窓口一覧を公連協HP上に提示するなど速やかな相談に繋げる取組を実施。
2 競走場等における 20 歳未満の者の購入禁止の徹底等		
○ モーターボート競走施行者は、警備員等の配置・巡回による 20 歳未満の者の購入禁止を徹底。 ○ 全施協は、今後の技術の進展等も踏まえ、ICT 技術（顔認証システム）の実用化に向けた調査を継続的に実施。	○競走場及び場外舟券発売場において警備員の配置・巡回等の実施による20歳未満の者の購入禁止を着実に実施した。 ○顔認証システムについては、これまでの取組を踏まえて引き続き実用化に向け検討	○20歳未満の者の購入禁止の強化のため、啓発・開催告知ポスター、テレビコマーシャル、出走表、オフィシャルHP、インターネット投票を含む各種ウェブサイト、舟券発売機やマークカード記載台にステッカーの添付等により啓発活動を実施【令和5～7年度】 ○モーターボート競走保安協会と共催し、警備責任者連絡会議を5地区（計5回）において開催。同会議では、20歳未満と思われる者に対して、警備員等による声かけ等の徹底について周知を実施 【令和5年度】計46名、計5回（関東、東海、近畿、瀬戸内、九州） 【令和6年度】計44名、計5回（関東、東海、近畿、瀬戸内、九州） 【令和7年度】計47名、計5回（関東、東海、近畿、瀬戸内、九州） ○顔認証システムの実証実験 属性取得においては、実用可能な水準に達していないため、大幅な技術革新の可能性の模索を含め、継続的に追跡調査、必要に応じて追加の実験を引き続き検討 ・ 尼崎競走場にて実証実験を実施中（令和6年11月～）

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
3 インターネット投票におけるアクセス制限制度の活用、インターネット投票利用者の投票データの分析等		
モーターボート競走関係団体は、以下の取組を推進。 ○ インターネット投票におけるアクセス制限制度及び購入限度額設定の活用を促進。 ○ モーターボート競走施行者及び全施協は、アクセス制限制度等の認知度を向上させるため積極的な周知。 ○ 相談拠点や専門医療機関における相談等において、アクセス制限制度等を積極的に紹介してもらうなど連携を強化。 ○ アクセス制限制度について、オンラインでの申請受付など利便性向上のための手法を検討。 ○ インターネット投票における購入限度額設定について、オンライン上で手続を行えるような方法及び設定下限額を0円とすることができる仕組みを導入。 ○ サポートコールの相談実績を踏まえ、インターネット投票データを分析し、効果的なギャンブル等依存症対策につなげる施策を検討。	○令和2年12月に導入した購入限度額設定システムを継続してオフィシャルHP、インターネット投票サイト等において周知している。 購入制限額設定システムの在り方や投票サイトの常時注意喚起表示については、課題の洗い出しを実施し、関係団体にて対策の検討を行った。 ○投票サイトにおいて購入制限を視覚的に訴えるための新たな表示方法を導入した。 ○アクセス制限及び入金限度額設定の利便性の向上を図るため、令和7年11月から、本人申請によるアクセス制限について、入金限度額設定の下限額を1,000円から0円に変更するとともに、オンラインにて申請可能とした。 ○公連協HPにおいて、アクセス制限制度を紹介した「漫画で解説！アクセス制限制度」のバナーを掲示し、各公営競技のアクセス制限制度等について積極的周知を行った。 ○相談拠点等においてアクセス制限制度を積極的に紹介してもらうなど連携するべく内閣官房を通じて同制度等に係る情報を連携。 ○試行的に、インターネット投票データの分析を実施するとともに、インターネット投票データを分析するにあたっての課題を検討し、体制を整備した。	○アクセス制限の実施状況の推移（ネット投票） （R6.3末 → R7.3末 → R8.3末） （本人申告） 4,301件 → 6,597件 → 8,140件※1 （家族申告） 81件 → 129件 → 164件 ※1 本人申請によるアクセス制限については、R7.11.12より書面申請を廃止しオンライン申請による入金限度額設定の下限額0円によることとしたので、「（本人申告）」の件数はR7.11.11までの書面申請の件数。R8.3末の本人申告によるアクセス制限実施数は、「購入限度額設定者数」13,264件のうち0円設定者数7,014件を加えた15,154件である。 ○購入限度額設定者数 （R6.3末 → R7.3末 → R8.3末） 684件 → 1,130件 → 13,264件※2 ※2 購入限度額0円設定者（アクセス制限の実施者）7,014件を含む。 ○アクセス制限及び入金限度額設定の利便性の向上 令和7年11月から、本人申請によるアクセス制限について、入金限度額設定の下限額を1,000円から0円に変更するとともに、オンラインにて申請可能とした。 ○投票サイトにおける常時注意喚起の表示について、テキスト表示は令和6年3月に実施済み。マークー表示については令和6年6月に実施済み。 ○「漫画で解説！アクセス制限制度」閲覧数 （R8.3末） 閲覧数： 1,100件 ○アクセス制限制度等の認知度を向上させるため全施協HP上に申請様式等を掲載するなど内容の拡充を進めるなどして積極的に周知した。また、相談拠点等においてアクセス制限制度を積極的に紹介してもらうなど連携するべく内閣官房を通じて同制度等に係る情報を共有するほか、アクセス制限制度についてメール等で相談可能な相談窓口一覧を公連協HP上に提示するなど速やかな相談に繋げる取組を実施。 ○インターネット投票データの分析 ・令和6年度にボートレースびわこにおいてインターネット投票データの分析を試行した。 ・令和7年度は約定改訂等の関係規程を整備し、全24場が共同でインターネット投票データを分析できる仕組みを構築した。

第3 モーターボート競走における相談・治療につなげる取組

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
1 自助グループを始めとする民間団体等に対する経済的支援		
全施協は、他の公営競技と連携し、経済的支援を必要とする自助グループを始めとする民間団体等が支援を受けられるよう補助事業の周知を図るとともに、必要に応じて支援内容等の見直しを実施。	【支援センター】 ○365日24時間無料相談コールセンターを引き続き運営し、相談者に対し必要に応じて、①民間回復支援施設や医療機関の紹介②カウンセリングの対応を実施している。 ①では、初診料等の支援に加え、令和4年度より再診料も併せて計3回までの支援を拡大した。②では、電話相談後の個別のカウンセリング事業として、希望者へ対面、電話、オンラインで実施した。対面でのカウンセリングは、全国10箇所にあるカウンセリングルームにて行った。また、ギャンブル等依存症については金銭問題の解決も必要であることから司法書士への相談についても、計3回まで支援を実施した。 ○支援センターが運用している相談窓口（サポートコール）の入電者に対し、相談前後における意識の変化等についてSMSを活用したアンケート調査を実施した。 【公営競技施行者連絡協議会】 ○公連協において、自助グループをはじめとする民間団体等に対する経済的支援として、補助事業の公募を実施	○支援実績 ・サポートコール利用者向けカウンセリング 【令和5年度】52件【令和6年度】78件【令和7年度】80件 ・サポートコール利用者に対する診察料・利用料等助成 【令和5年度】107件【令和6年度】176件【令和7年度】138件 ・法律家による相談の実施 【令和5年度】57件【令和6年度】76件【令和7年度】90件 ○カウンセリングルーム (R6.3末 → R7.3末 → R8.3末) 10箇所 → 10箇所 → 10箇所 ○SMSを活用した追跡調査 入電者に対して相談前後における意識の変化等について確認するため、カウンセリング後にアンケート調査を行い、依存症状態からの脱却プロセスについて実態調査を実施した。 【令和5年度】送信件数5,684件、返信数538件 【令和6年度】送信件数5,594件、返信数379件 【令和7年度】送信件数5,818件、返信数334件 ○ギャンブル等依存症関連問題支援事業の実施（令和3年度末に補助事業の募集を開始） 【令和5年度実績】 2件 197万円 ・一般社団法人ギャンブル等依存症対策研究会 100万円 ・特定非営利活動法人ジャパンマック 97万円 【令和6年度実績】 3件 265万円 ・公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会 87万円 ・一般社団法人ギャンブル等依存症対策研究会 100万円 ・特定非営利活動法人ジャパンマック 78万円 【令和7年度採択】 3件 264万円 ・特定非営利活動法人ジャパンマック 100万円 ・公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会 67万円 ・日本貸金業協会 97万円 ・令和7年度の事業実施に向け公募（令和7年3月3日～同年6月30日） ・令和7年8月に公連協HPで支援実績を公表

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
2 ギャンブル依存症予防回復支援センター等における相談体制の強化		
○ モーターボート競走関係団体は、サポートコールの積極的な活用に向け、自治体等との連携・共同による周知を検討。 ○ モーターボート競走施行者等は、各地域の包括的な連携協力体制に積極的に参画し、各種依存症対策への活用を検討。 ○ モーターボート競走施行者等は、相談機会の拡大のため、自治体等と連携し競走場等における相談会の開催を検討。 ○ 支援センターは、利便性の向上のため、電話に加え多様な相談手段を検討。	○競走場等におけるポスター、リーフレット、ウェブサイトやSNS等により、支援センターが運用している相談窓口（サポートコール）へ問い合わせるよう継続して周知している。 また、全施協は、競走場及び場外舟券発売場等に対し、相談に来られた方に支援センターを積極的に案内するよう周知。ウェブサイトへのセルフチェックツールのリンク掲載を周知している。 加えて、啓発週間においては、他の公営競技とも連携し、ボートレースオフィシャルHPトップページでの特設バナーの掲示による周知を実施した。 ○支援センターにおいては、相談体制の強化を目的とし、現在の医師に加え、ギャンブル等依存症と切っても切れない金銭問題の解決の糸口となるよう、令和3年度から継続して司法書士と連携している。 ○競走場においてギャンブル等依存症対策啓発イベントを開催。 ○各地域の包括的な連携協力体制への参画については、施行者等は都道府県等からの連携会議への参加要請があった場合においては参画することとし、モーターボート競走に係る情報や課題を共有・周知依頼を実施することとしている。 ○支援センターにおいては、利便性の向上のため、電話相談に加え、これまでの相談事例等の分析結果を活用し作成したAIチャットボットによる相談を令和8年3月から開始した。 【全国公営競技施行者連絡協議会】 ○公連協HPや公連協X等での掲載により、公営競技カウンセリングセンターの問合せ先等を周知している。	○相談受付件数 ・支援センター 電話相談 【令和5年度】 8,889件 【令和6年度】 8,979件 【令和7年度】 11,312件 ・AIチャットボット相談（令和8年3月～） 【令和7年度】 381件 ○ボートレース関係者による支援センター周知方法【令和5～7年度】 ・競走場、場外舟券売場におけるポスターやリーフレットの設置 ・ウェブサイトやSNSによる周知 ・競走場、場外舟券売場への相談者に対する周知 ○連携協力体制への参画 モーターボート競走施行者は都道府県等が開催する会議に参画し、都道府県計画策定に向けた情報や課題を継続して共有
3 セルフチェックツールの普及等によるギャンブル等依存症の早期発見・早期介入		
全施協は、以下の取組を推進。 ○ 他の公営競技等と連携し、セルフチェックツールの周知を図るほか、効果検証を行い、必要に応じて改善。 ○ セルフチェックツールからアクセス制限制度につなげる仕組みの検討に着手。	○各主催者等のHPや啓発週間のセミナー等でセルフチェックツールの周知を実施 ○セルフチェックツールを終了した方を、「マンガで解説！アクセス制限制度」や公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター、支援センターが運用している相談窓口（サポートコール）に案内できるように改修	○セルフチェックツールの閲覧数及び回答数 （R6.3末 → R7.3末 → R8.3末） 閲覧数：768,644件 → 1,058,107件 → 1,295,834件 回答数：251,944件 → 350,693件 → 431,715件 全回答者数のうち令和8年3月末時点の結果で38.0%が、10～20代の者

第4 モーターボート競走における依存症対策の体制整備

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
1 従業員教育の推進等による依存症対策実施体制の強化		
全施協は、全ての競走場及び場外舟券売場において統一的な対応ができるよう、責任者及び担当者に向けた階層別研修を実施するとともに、全ての役職員に対しても研修や理解度の確認を行うなど、依存症対策実施体制を強化。	○ギャンブル等依存症対策推進基本計画に基づき、支援センターと連携し、階層別研修を実施した。管理者には、ギャンブル等依存症に対する理解を深めるための研修、従事員には、事例を踏まえ対応力や判断力を養う研修とした。また、常時研修資料の提供などを行っている。	○競走場及び場外舟券売場の管理者向けに「ギャンブル等依存症対策責任者会議」を、担当者向けに「地区別ギャンブル依存症対策担当者研修会」を実施した。実施状況は以下のとおり。 【令和5年度】計233名、計5回（対面・リモート併用：東京 対面：東京、大阪、福岡 リモート：全国） 【令和6年度】計235名、計5回（対面・リモート併用：東京 対面：東京、大阪、福岡 リモート：全国） 【令和7年度】計197名、動画視聴形式 令和7年度から研修の受講者に対し、研修内容の理解度確認を新たに実施した。 研修動画については、モーターボート競走関係団体内で共有し、理解増進に努めた。
2 ギャンブル等依存症対策実施規程による対策の強化		
モーターボート競走関係団体は、規程に基づくギャンブル等依存症対策を着実に実施するとともに、規程の内容について検証を行い、必要に応じて改善。	○「ギャンブル等依存症対策実施規程」に基づきギャンブル等依存症対策統括管理者を設置した。また、競走場及び場外舟券売場の責任者を設置し、体制整備を行った。	○ギャンブル等依存症対策実施規程に基づき、第4回ボートレース会議（令和4年6月20日開催）にて統括管理者を選任した。 ギャンブル等依存症対策統括管理者として、各施行者に対して競走場及び場外舟券売場の責任者設置依頼、階層別研修会、啓発週間取組の周知を行い、理解増進に努めた。 ○ギャンブル等依存症対策実施規程の円滑な遂行を目的とし、モーターボート競走関係団体にて、モーターボート競走におけるギャンブル等依存症対策会議を開催した。 【令和7年度】 計1回

I－4 ぱちんこにおける取組【警察庁】
第1 ぱちんこにおける広告・宣伝の在り方

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
1 全国的な指針を踏まえた広告・宣伝の抑制		
ぱちんこ業界は、全国的な指針に基づき広告・宣伝に係る取組を推進するとともに、毎年度、その取組状況の調査を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じ注意喚起標語を未使用のぱちんこ営業所に対する指導を行う。	○全国的な指針に沿った広告・宣伝の推進 ○毎年度、「依存対策実施状況調査」を実施し、全国的な指針に沿った広告・宣伝の実施状況を確認するとともに、その結果に基づいて必要な取組を推進	○全日本遊技事業協同組合連合会（以下「全日遊連」という。）の「依存対策実施状況調査」によると、組合員店舗における注意喚起標語の使用率は、 ・「パチンコ・パチスロは適度に楽しむ遊びです。のめり込みに注意しましょう。」 令和5年9月～令和5年12月 約94.3% 令和6年9月～令和6年12月 約97.1% 令和7年9月～令和7年12月 約95.8% （上記については、調査期間中の使用率） ・「パチンコ・パチスロは18歳になってから」 令和5年9月～令和5年12月 約74.6% 令和6年9月～令和6年12月 約88.0% 令和7年9月～令和7年12月 約90.6% （上記については、調査期間中の使用率） ○全日遊連は、注意喚起標語のより一層の定着を図るため、「依存対策実施状況調査」を行うとともに、当該結果に基づき、都道府県組合を通じて、注意喚起標語を未使用の組合員店舗に対する指導を実施

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
2 普及啓発の推進		
ぱちんこ業界は、啓発週間を始め年間を通じて SNS 等を効果的に活用し、以下の取組を実施。 ○ 青少年を含め、広く一般に依存問題に関する普及啓発活動を推進。 ○ 遊技客の家族に対し、早期に相談支援につながるよう普及啓発活動を推進。 ○ オンラインを中心としてフォーラム、講演会等を開催。 ○ 健全な遊技の在り方に関する継続的な情報発信。 ○ 普及啓発の効果検証のため、特設サイト上にアンケートフォームの作成を検討。	○年間を通じ、遊技客に対する啓発資料の配付、ぱちんこ営業所におけるポスターの掲示、パチンコ・パチスロ依存問題フォーラム実行委員会公式X（以下「公式X」という。）における告知により、広く一般に対する普及啓発活動を実施 ○「パチンコ・パチスロ依存問題特設サイト」にフォーラム動画を公開し、遊技者の家族が早期に相談支援につながるよう普及啓発活動を推進 ○同サイトで健全な遊技の在り方に関する情報を継続して発信 ○新たに、同サイト上にアンケートフォームを設置	○啓発週間の周知 ・全日遊連は、パチンコ・パチスロ産業21世紀会（以下「21世紀会」という。）作成の啓発週間の告知チラシを機関誌に同封し、関係機関に送付する（※枚数：9,500枚）とともに、内閣官房作成の啓発週間ポスターのデータとあわせて組合員店舗に配信し、ぱちんこ営業所内のデジタルサイネージに掲載するよう要請 ・公式Xにおける啓発活動のインプレッション回数 令和6年3月末 → 令和7年3月末 → 令和8年3月末 402,785回 502,601回 530,183回 （累計） ○21世紀会は、「パチンコ・パチスロ依存問題特設サイト」上にフォーラム動画「安心娯楽のススメ～問題を起きにくくする遊技との付き合い方」を公開するとともに、大学生、新社会人等を対象とする同動画のショート版を4本制作して公式Xに投稿 ○視聴回数 ①WEBフォーラム動画「パチンコ依存って何？」 令和3年5月～令和4年3月末 約2,730回 ②RSN紹介動画「ご存知ですか？リカバリーサポート・ネットワーク」 令和3年5月～令和4年3月末 約420回 ③WEBフォーラム動画「安心娯楽のススメ」 令和4年5月～令和5年3月末 約900回 ④ピックアップ動画（ショート動画）4本 令和4年5月～令和5年3月末 約7,500回 ⑤フル動画（上記①、②、③） 令和5年5月～令和6年3月末 約4,400回 令和6年4月～令和7年3月末 約6,500回 令和7年4月～令和8年3月末 約 150回 ⑥ショート動画（上記④、その他のコンテンツ） 令和5年5月～令和6年3月末 約64,000回 令和6年4月～令和7年3月末 約6,800回 令和7年4月～令和8年3月末 約 800回 ○21世紀会は、「パチンコ・パチスロ依存問題特設サイト」上に、「健全遊技がもたらす安心の余暇」と題する有識者のインタビューを公開【令和5～7年度】 ○21世紀会は、脳科学分野の専門家の監修を受け、「パチンコ・パチスロスマートPLAYスタイルのススメ」と題する健全な遊び方の実践の啓発や自己申告・家族申告プログラムの利用促進に係る広報チラシを制作し、ホームページからダウンロードできるようにするとともに、ぱちんこ営業所への備付けなどによる周知を実施【令和5～7年度】 ○21世紀会は、「新成人・新社会人のひとたちへ パチンコ・パチスロを安全に遊ぶための約束事」「御家族・友人のパチンコ・パチスロへののめり込み（依存）でお困りの方々へ」と題したリーフレットを制作し、ホームページからダウンロードできるようにするとともに、公式Xで周知を実施【令和6～7年度】

第2 ぱちんこにおけるアクセス制限

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
1 自己申告・家族申告プログラムの運用改善と利用促進に向けた広報の強化		
ぱちんこ業界は、以下の取組を実施。 ○ 自己申告・家族申告プログラムの利用促進に向けて、ぱちんこ営業所に来店する機会がほとんどない遊技客の家族等を含めてウェブサイト等における周知を強化。 ○ 都道府県等に設置された相談拠点や専門医療機関における相談等において、同プログラムを積極的に紹介してもらうなど連携を強化。 ○ 同プログラムに係るチェーン店等複数店舗への一括申告を可能とする運用を促進するとともに、引き続き、各都道府県遊技業協同組合や隣接都府県遊技業協同組合内において一括申告を可能とするシステムの構築を検討。 ○ 申告対象者の把握を容易にするための個人認証システム等、デジタル技術等を活用した同プログラムの実効性を高める方策について検討。	○案内ホームページの開設や問合せ対応、「スマートPLAYスタイル」の周知等を通じて、幅広い層への情報発信を推進 ○精神保健福祉センター等への継続的な情報提供や会議への参加を通じた相談拠点・専門機関等との連携強化 ○一括申告を可能とする仕組みの構築に向けた検討の実施 ○個人認証等のデジタル技術を活用した、自己申告・家族申告プログラムの実効性向上に向けた研究の推進	○自己申告・家族申告プログラムの導入・利用状況 ・導入状況（導入店舗/全店舗数【割合】） 令和6年3月末 6,044/6,717【約88%】 令和7年3月末 6,149/6,549【約94%】 令和8年3月末 6,076/6,309【約96%】 ・利用状況（令和8年3月末） （自己申告）延べ3,191人（1,365店舗） （家族申告）延べ1,100人（621店舗） ○21世紀会は、自己申告・家族申告プログラム案内ホームページを開設し、ぱちんこ営業所に来店することなくプログラム内容の確認及び申込書類の取得が可能な環境を整備するとともに、日遊協ホームページにおいて、同プログラムに関する質問へのWEBフォームによる問合せ対応を実施【令和5～7年度】 ・案内ページへのアクセス数 令和5年5月～令和6年3月末 11,168回 令和6年4月～令和7年3月末 15,371回 令和7年4月～令和8年3月末 17,198回 ○21世紀会は、「スマートPLAYスタイル」について、日遊協公式Xでの掲載、日工組が中心となって活動するKIBUN PACHI-PACHI委員会におけるWEBプロモーション「タレントの藤田ニコルを起用した啓発WEBムービーの公開及び親しみやすいコミカルな寸劇スタイルによる訴求」等による周知を実施【令和7年度】 ○日遊協は、全国の精神保健福祉センター等72か所に対して月間広報誌「日遊協 NICHIIYOUKYO」を送付し、依存問題対策を含むぱちんこ業界の活動を紹介【令和5～令和7年度】 ○日遊協は、「中部・近畿ブロック精神保健福祉センター長会」への出席を通じて、ぱちんこ業界の依存問題対策の考え方及び取組内容を紹介【令和7年度】 ○一括申告を可能とする仕組みの構築に向けて、実務上の課題を踏まえた検討を継続 ○日遊協は、プリペイドシステム協会等団体会員の協力を得て、個人認証等のデジタル技術を活用した自己申告・家族申告プログラムの実効性向上に関する研究を推進
2 入店した客に対する身分証明書による年齢確認の実施		
ぱちんこ業界は、実施規程に基づき身分証明書による年齢確認を確実にするとともに、毎年度調査を行い、実施状況を把握。	○ぱちんこへの依存防止対策に係る実施規程に基づき、18歳未満の可能性があると認められる者に対する身分証明書による年齢確認を徹底 ○令和元年度から毎年度、「依存対策実施状況調査」を実施し、実施規程に基づく年齢確認の実施状況を確認	全日遊連の「依存対策実施状況調査」によると、組合員店舗における身分証明書による年齢確認の実施率は100%

第3 ぱちんこにおける施設内の取組

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
1 ぱちんこ営業所のATM等の撤去等		
ぱちんこ業界は、ぱちんこ営業所内に設置されている ATM 及びデビットカードシステムの設置状況の実態把握を行いつつ、順次撤去等を推進。	○ぱちんこ営業所内に設置されているATM及びデビットカードシステムの撤去等を推進	○設置数 ATM：約1,100台（平成30年12月末現在） デビットカードシステム：791店舗（令和2年3月末現在） であったが、ATM又はデビットカードシステムの設置会社によると、減少率は以下のとおり。 ・ATM（R6.3末 → R7.3末 → R8.3末） 減少状況 約33% → 約34% → 約34% ・デビットカードシステム （R6.3末 → R7.3末 → R8.3末） 減少状況 約34% → 約38% → 約41% ○ATM設置会社は、令和2年4月に導入した、遊技客本人の進行に基づいて同社が設置する全てのATMの利用停止措置を行う「自己申告制度」について、リーフレットを活用した周知を実施【令和5～7年度】
2 出玉情報等を容易に確認できる遊技機の導入		
ぱちんこ業界は、出玉情報等を容易に確認できる遊技機の導入を推進。	○令和4年春までにぱちんこ営業所に設置する全ての遊技機を新基準に適合したものに入れ替え、同遊技機を用いて適正営業を推進 ○遊技機規則の改正により規格に追加された出玉情報等を容易に確認できる遊技機を開発し、市場への導入を推進	遊技機製造業者は、令和4年11月から、出玉情報等を容易に確認できる回胴式遊技機を市場に導入。また、令和5年4月から、同様の性能を有するぱちんこ遊技機を市場に導入。 ○導入状況 ・スマートパチンコ（R6.3末 → R7.3末 → R8.3末） 約4% → 約12% → 約25% ・スマートスロット（R6.3末 → R7.3末 → R8.3末） 約33% → 約49% → 約59%

第4 ばちんこにおける相談・治療につなげる取組

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
1 自助グループを始めとする民間団体等に対する経済的支援		
ばちんこ業界は、依存問題に取り組む民間団体等に対する助成を行うとともに、毎年度、実績報告書を作成・公表。	○パチンコ・パチスロ依存問題の予防及び解決に取り組む民間団体等に対する支援等を目的として一般社団法人パチンコ・パチスロ社会貢献機構（以下「社会貢献機構」という。）が同民間団体等に対する助成を行うとともに、実績報告書を作成・公表	○社会貢献機構による助成実績 【令和5年度】 6件 1,100万円 【令和6年度】 7件 1,080万円 【令和7年度】 9件 1,154万円 （令和7年度の内訳） ・学校法人東京純心女子学園東京純心大学 150万円 ・認定特定非営利活動法人ワンダーボート 150万円 ・一般社団法人日本自立準備ホーム協議会 120万円 ・認定特定非営利活動法人三重いのちの電話協会 114万円 ・一般社団法人神戸ダルクヴィレッジ 110万円 ・特定非営利活動法人高知ダルク 100万円 ・社会福祉法人佐賀いのちの電話 110万円 ・特定非営利活動法人ちゅーりっぷ会長崎ダルク 150万円 ・一般社団法人むら ワーカーズホーム 150万円 ○都道府県遊技業組合、各支部組合及び組合員店舗が行った依存問題の予防及び解決に取り組む民間団体等への寄付 【令和5年】 41件 約2,800万円 【令和6年】 45件 約2,900万円 【令和7年】 45件 約2,940万円 ○社会貢献機構は、毎年度、社会貢献活動年間報告書を作成し、同機構ウェブサイト等で公表【令和5～7年度】
2 依存問題の相談拠点や依存症専門医療機関等の紹介		
ばちんこ業界は、相談拠点や依存症専門医療機関等の情報を SNS や業界紙、業界団体のウェブサイト等に掲載することで周知を強化。	○依存症専門医療機関等の情報をリーフレットに掲載してばちんこ営業所に配付したり、業界関係団体のウェブサイトに掲載したりすることにより、依存症対策の普及啓発活動を推進	○21世紀会は、依存症対策全国センターのウェブサイトに係るQRコードを掲載した「安心パチンコ・パチスロリーフレット」をばちんこ営業所に配布し、遊技客からの相談対応等に活用【令和5～7年度】 ○公式Xで「安心パチンコ・パチスロリーフレット」の紹介に関する内容を投稿【令和5～7年度】 閲覧回数（累計） 令和6.3末 → 令和7.3末 → 令和8.3末 約2,400回 → 約4,300回 → 約5,260回 ○21世紀会は、同会ウェブサイト保健所、精神保健福祉センター及び依存症対策全国センターの紹介ページへのリンクを掲載【令和5～7年度】

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等																								
3 リカバリーサポート・ネットワーク (RSN) の相談体制の強化及び機能拡充のための支援																										
ばちんこ業界は、RSN に対し支援金を拠出するとともに、RSN の研修制度の活用を促進し、依存問題に精通した人材を育成するなど相談体制の強化を図る。また、RSN 及び公的な相談機関への問合せにおいてチャット等のコミュニケーションツールを導入するなど、相談機能の拡充のため、相談手段の多様化について検討する。	○RSNに対して支援金を拠出するなど、相談体制の構築のための支援を実施	○21世紀会によるRSNへの支援金 【令和5年度(令和5年7月～6年6月)】5,400万円 【令和6年度(令和6年7月～7年6月)】6,000万円 【令和7年度(令和7年7月～8年6月)】6,188万円																								
	○RSNが運営するe-ラーニングを活用し、ばちんこ営業所従業員にパチンコ・パチスロ依存問題の基礎知識を普及	○RSNの相談体制・機能 ・相談件数 【令和5年中】3,216件 【令和6年中】3,550件 【令和7年中】3,926件 【令和8年1月～3月末】932件 ・相談体制（令和8年3月末時点） 常勤6名 非常勤2名 ・業務概要 平日の午前10時から午後10時（受付最終午後9時30分）まで電話相談を実施（相談料無料） 相談は匿名で受理 相談回数・1回の相談時間に制限なし 相談をデータベースとして蓄積（相談内容を過去のデータベースと照合し、当該相談が初回か複数回かを判別）																								
	○RSNにおいて、AIの活用を視野に入れたチャット等のコミュニケーションツールの開発導入の検証を開始	○RSNにおいて業界向け企業研修制度を立ち上げ業界関係者を研修員として受入れ（研修終了者：累計4名（令和8年3月末現在））																								
		○RSNがばちんこ営業所従業員向けに作成した、パチンコ・パチスロ依存問題に関する知識を学ぶためのe-ラーニング「パチンコ・パチスロ依存問題基礎講座」に関し、RSNは、令和4年12月、ばちんこ経営者及び店長向けのコンテンツを追加したほか、令和6年8月、LV.1講座のリニューアル、LV.3講座における「パチンコ依存問題予防・啓発リーフレット解説」講座の開設及びLV.3+講座における「SDGs・CSRの視点から考える依存問題対策」講座の開設を行った。また、RSNは、令和7年8月、LV.2講座及びLV.3講座のリニューアル並びにLV.3+講座における「ギャンブル行動症と危険なギャンブル行動」講座及び「国内のギャンブル等依存症の実態とパチンコ・パチスロ」講座の開設を行った。																								
		○全日遊連は、「パチンコ・パチスロ依存問題基礎講座」の受講の徹底を図るため、受講に必要な法人登録を推進した。																								
		<table><tr><td></td><td>(R6.3末</td><td>→</td><td>R7.3末</td><td>→</td><td>R8.3末)</td></tr><tr><td>・登録法人数</td><td>95社</td><td>→</td><td>206社</td><td>→</td><td>696社</td></tr><tr><td>・登録アカウント</td><td>1,449</td><td>→</td><td>1,683</td><td>→</td><td>3,512</td></tr><tr><td>・閲覧数</td><td>440,791</td><td>→</td><td>505,023</td><td>→</td><td>810,378</td></tr></table>		(R6.3末	→	R7.3末	→	R8.3末)	・登録法人数	95社	→	206社	→	696社	・登録アカウント	1,449	→	1,683	→	3,512	・閲覧数	440,791	→	505,023	→	810,378
	(R6.3末	→	R7.3末	→	R8.3末)																					
・登録法人数	95社	→	206社	→	696社																					
・登録アカウント	1,449	→	1,683	→	3,512																					
・閲覧数	440,791	→	505,023	→	810,378																					
		○電話相談システムを更新するとともに、引き続き、AIの活用を視野に入れたチャット等のコミュニケーションツールの開発導入の検証を継続																								

第5 ぱちんこにおける依存症対策の体制整備

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
1 「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」による依存防止対策の強化		
ぱちんこ業界は、アドバイザー講習教材について、遊技客の家族支援等に係る内容等を充実させるなど、登録アドバイザー制度の更なる充実を図る。	○「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」がいる全店舗に対し、毎月1回、依存問題に資する情報（メールマガジン）を送付して、登録アドバイザー制度の更なる充実を図った。	○「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」の概要 遊技客に安心して楽しく遊んでもらう手助けをしながら、遊技客や家族から依存について相談を受けた場合にRSN等を紹介 ○講習会受講者数（累計） (R6.3末 → R7.3末 → R8.3末) 45,436名 → 47,278名 → 48,992名 ○全日遊連の「依存対策実施状況調査」によると、組合員店舗におけるアドバイザーの在籍率は約97.8%、3人以上の在籍率約74.1%、また、アドバイザーが在籍しているホールのうち、告知ボスターの掲示率98.1%、遊技客から遊び方やのめり込みの相談を受けた店舗は約20.7%（令和7年12月末現在） ○遊技客の家族支援に係る内容を盛り込むべく、令和6年7月にアドバイザー講習教材を全面改訂し、遊技客の家族からの相談対応の項目を新設した。 ○アドバイザー講習教材が全面改訂されたことを機に、最新の状況を確認するため過去受講者の再受講を奨励 ○登録アドバイザー制度の概要 ・アドバイザー講習会受講修了者に現場での運用に役立つ知見を共有するため、依存問題に資する情報（メールマガジン）を月に1回、メール送信 ・令和4年2月からメールマガジンをアドバイザーの追加講習（更新講習に代わるもの）と位置付け、同年6月からアドバイザー講習会新規受講者に登録を義務化。登録アドバイザーがいない店舗に対しては、全日遊連で必要な手続を行い、全店舗に登録アドバイザーを配置。登録者数は17,008人（令和8年3月末現在） ○全日遊連では、令和7年の「依存対策実施状況調査」において、新たにメールマガジンがアドバイザーにどのような影響を与えているかの調査を行った。

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
2 ばちんこへの依存防止対策に係る実施規程に基づいた取組の推進		
ばちんこ業界は、「パチンコ依存問題対策基本要綱」等に基づく各種依存対策の取組を推進するとともに、実施状況についての報告書を作成・公表。	○「パチンコ依存問題対策基本要綱」等に基づき、各種依存対策を徹底するとともに、その実施状況について報告書を作成・公表	○21世紀会は、要綱等に基づき、パチンコ・パチスロ依存問題対策実施状況報告書を作成し、同会ウェブサイトで公表 【主な内容】 ・依存防止を啓発する広告・宣伝を推進するための全国的な指針の策定 ・リハビリサポート・ネットワークの相談体制の強化及び機能拡充のための支援 ・自己申告・家族申告プログラムの普及と改善 ・依存問題の予防と解決に取り組む民間団体等に対する経済的支援の実施
3 業界の取組について評価・提言を行う第三者機関の活用		
ばちんこ業界は、毎年度「パチンコ・パチスロ産業依存対策有識者会議」の評価・提言を依存防止対策に積極的に反映し、ばちんこへの依存防止対策を推進。	○パチンコ・パチスロ産業依存対策有識者会議の評価・提言を受け、依存防止対策の充実に資する取組を実施	○「パチンコ・パチスロ産業依存対策有識者会議」の構成員 ・總山哲（弁護士、總山法律事務所）（座長） ・稲富仁（医学博士、糸満晴明病院理事長・院長） ・柏木勇一（産業カウンセラー、元読売新聞社編集局次長） ・坂元章（社会学博士、お茶の水女子大学理事・副学長） ・長崎俊樹（弁護士、岡村総合法律事務所） ○有識者会議の開催状況【令和5～7年度】 毎年度4回実施 ○令和6年度の評価・提言を受けた取組 ・21世紀会は、有識者会議の提言に基づき、令和6年7月にアドバイザー講習教材を全面改訂し、それを機に、講習会が終了する都度、受講生を対象に講習会の満足度調査を実施 ・全日遊連は、有識者会議の「既存の仕組みや制度等の実効性の把握に努めるべき」との提言に基づき、令和6年「依存対策実施状況調査」において、メールマガジンがアドバイザーにどのような影響を与えているかを調査したほか、依存対策で未実施の取組があるホールに対して、その理由の回答を求めた。

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
4 第三者機関（一般社団法人遊技産業健全化推進機構）による依存防止対策の立入検査		
推進機構は、ぱちんこ営業所における依存防止対策の取組状況の立入調査を1巡目の結果を比較しながら実施し、必要に応じて改善に向けたフォローアップを行う。	○令和2年1月から令和6年9月末までの間に、全国全てのぱちんこ営業所に対して依存防止対策の立入検査を実施。令和6年10月から2巡目の検査を開始	○遊技産業健全化推進機構は、令和2年1月から令和6年9月末までの間に、全国全てのぱちんこ営業所を対象に点検を実施。令和6年10月以降、2巡目の立入検査を開始しており、令和7年度中に、1,248店舗の立入検査を実施 ○店舗立入時、未掲示のポスター等の配布、「自己申告・家族申告プログラム」の未導入店舗に対しては、導入を促す指導。また、導入店舗に対しても取組に関してのアドバイスを実施 「自己申告・家族申告プログラム」未導入店舗への指導実施（導入促進） 【令和5年度】 自己申告368店舗 家族申告393店舗 【令和6年度】 自己申告178店舗 家族申告198店舗 【令和7年度】 自己申告103店舗 家族申告129店舗 ○令和6年10月から実施している2巡目の依存防止対策の立入検査については、1巡目の結果との比較を行いながら実施。改悪された場合等、店舗立会者へのヒアリングを行い、改善に向けてのフォローアップを実施 ○月毎、四半期毎、年度毎に調査報告書を作成 ・都道府県毎に立入結果をまとめ、現状分析及び内容改善の資料として、行政、業界団体及び「パチンコ・パチスロ産業依存対策有識者会議」へ提供 ・2巡目の検査より調査報告書とともに「1巡目検査との比較報告書」を月毎に作成し提供。「自己申告・家族申告プログラム」未導入店舗については、その後の導入経過をその都度確認し、比較報告書に盛り込んでいる。 ・調査結果に加え、令和7年度第三四半期分から依存防止対策調査における好事例を報告 ○検査店舗の詳細報告を各警察本部担当部署へ提供 検査終了後、店舗毎の詳細な報告書を当該警察本部担当部署へ提供

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
5 ぱちんこ営業所の管理者の業務に関する運用状況の確認とその改善		
都道府県公安委員会による報告・立入りを通じて、各ぱちんこ営業所における依存防止対策の取組状況を随時確認し、必要に応じて改善。	○報告・立入り及び点検を通じて、ぱちんこ営業所における依存防止対策の取組状況を随時確認し、改善を促進	○警察庁は、令和４年５月、都道府県警察に対して、全国のぱちんこ営業所への風営適正化法に基づく立入りを実施し、旧基準の遊技機の撤去状況に加え、依存防止対策の取組状況を確認するよう指示。令和４年中に全ての営業所への立入りを実施し、依存防止対策の改善を促進 ○遊技産業健全化推進機構は、令和２年１月から令和６年９月末までの間に、全国全てのぱちんこ営業所の点検を実施。令和６年10月以降、２巡目の立入検査を開始しており、令和７年４月１日から令和８年３月末時点で1,248店舗の立入検査を実施（再掲）
6 地域連携の強化		
都道府県遊技業協同組合は、相談窓口が一覧できる広報物を作成するなどの取組を推進し、ギャンブル等依存症に関する相談拠点等との連携を強化。	○各地域におけるギャンブル等依存症対策に係る各種協議会等に参画するとともに、各地域における相談窓口が一覧できる広告物を作成するなどし、ギャンブル等依存症に関する相談拠点等との連携を強化	○各都道府県遊技業組合が実施した主な地域連携活動【令和５～７年度】 ・都道府県等のギャンブル等依存症対策に係る連携会議等への参画 ・組合主催に係るセミナー等の開催、都道府県等主催のセミナー等の開催又は参加 ・都道府県等による依存問題に関するヒアリング・アンケート等への協力 ・精神保健福祉センター等における業界作成広報物の備置き・手交 ・都道府県等作成の依存問題啓発ポスター等の広報協力 ・保健所や精神保健福祉センターの連絡先等に係る広報物の作成 ・地域の依存問題回復支援施設への寄付・助成 ○全日遊連は、都道府県組合に対して、地域の相談窓口が一覧できる広報物を作成するよう要請【令和５～７年度】

Ⅱ 予防教育・普及啓発：基本法第14条関係

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
1 ギャンブル等依存症問題等の効果的な普及啓発の実施【内閣官房】		
内閣官房は、関係省庁と連携して、ギャンブル等依存症問題等の効果的な普及啓発を実施する。	○関係省庁と連携して、ギャンブル等依存症問題等の効果的な普及啓発を実施した。	○ギャンブル等依存症問題啓発週間において、以下の取組を実施 啓発用ポスター（啓発週間用、通年用、自治体用、名刺サイズ）、SNS動画広告による広報、体験談動画、交通広告【令和7年度】

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
2 依存症の理解を深めるための普及啓発【厚生労働省・総務省】		
厚生労働省は、以下の取組を推進。 ○ ギャンブル等依存症の正しい知識の理解促進や相談窓口の周知のための積極的な普及啓発を実施。特に若い世代に対して SNS 等を効果的に活用した啓発活動を継続的に実施。 ○ 都道府県等が普及啓発に取り組むことを技術的及び財政的に支援。 ○ 心のサポーターの養成等を通じた、依存症を含む精神疾患に関する普及啓発の取組の実施。	○厚生労働省では、依存症の理解を深めるためのシンポジウム、普及啓発イベント及びウェブサイト等による情報発信を通じて、ギャンブル等依存症を含む依存症の正しい知識や相談窓口等の普及啓発を実施した。特に若い世代に対して、関心を持ってもらえるよう、SNS等を活用した周知や、啓発動画の出演者に著名人を起用するなど工夫を行った。また、依存症の理解を深めるため、リーフレットを作成し、イベント会場で配布するとともに、ウェブサイトにも掲載した。 ○厚生労働省では、都道府県等が依存症対策地域支援事業等を活用し、普及啓発に取り組むことができるよう支援している。 ○厚生労働省では、依存症を含む精神疾患についての正しい知識と理解を持ち、メンタルヘルスの問題を抱える家族や同僚等に対する傾聴を中心とした支援者である「心のサポーター」の養成を実施した。特設サイトも運営し、「心のサポーター」についての情報を発信し、周知を図っている。	【厚生労働省】 ○依存症の理解を深めるために、イベントやウェブコンテンツの配信等を実施。特に若い世代向けに、SNSやWeb広告を活用した啓発を実施。【令和7年度】 ○依存症対策地域支援事業により、都道府県等における、依存症に対する正しい知識・理解を広めるためのイベントの開催や広報資材の活用等の普及啓発の取組を支援した。 ・依存症対策地域支援事業の実施状況 令和7年度：76自治体 ○心のサポーター養成事業【令和7年度】 心のサポーター養成数(累計)：40,607人 【総務省】 ○依存症対策地域支援事業の地方負担について、同事業の実施状況等を踏まえつつ、適切に地方交付税措置を講じている。【令和7年度】

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
3 ギャンブル等依存症対策に関する消費者向けの総合的な情報提供【消費者庁】		
消費者庁は、様々な機会を捉えつつ、SNS 等の多種多様な媒体も活用し、消費者に対するギャンブル等依存症に関する普及啓発を効果的に実施。	○消費者庁ウェブサイトにて設けたギャンブル等依存症問題特設ページ等に掲載する内容の更新を適時行った。更に、消費者庁公式X等により、上記特設ページの閲覧を促進した。	○消費者庁ウェブサイト内の特設ページの更新【令和7年度】 ○消費者庁公式Xによる特設ページの周知【令和7年度】 ○消費者教育ポータルサイトの更新【令和7年度】
4 地域における普及啓発の支援【消費者庁】		
消費者庁は、地方公共団体における普及啓発の取組事例の情報収集を行うほか、必要に応じて特設ページに掲載する啓発用資料や地方公共団体の取組事例を更新し、地域におけるギャンブル等依存症に関する普及啓発の支援を促進。	○消費者庁ウェブサイトにて設けたギャンブル等依存症問題特設ページにおいて、地方公共団体向けに啓発用資料のサンプルを掲載しているほか、地方公共団体による普及啓発の取組事例を紹介している。	○地方公共団体における啓発用資料のサンプルを掲載【令和7年度】 ○地方公共団体における取組状況を掲載【令和7年度】

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
5 青少年等に対する普及啓発の推進【消費者庁・文部科学省】		
○ 消費者庁は、SNS 等の多種多様な媒体も活用し、地方公共団体、消費者団体等に対して、啓発週間等の機会を捉えて青少年向けの啓発用資料を周知すること等により、青少年等に対するギャンブル等依存症に関する普及啓発を実施。 ○ 文部科学省は、国公立大学や専門学校等に対して、ギャンブル等依存症に関する啓発用資料について周知するなど、普及啓発を実施。	○消費者庁は、関係省庁とも連携して、各種の相談窓口等を紹介する御本人・御家族向け啓発用資料を作成するとともに、地方公共団体等に対して、ギャンブル等依存症問題啓発週間を中心に広く普及啓発を行った。また、消費者庁公式X等により、上記啓発用資料の閲覧を促進した。 ○文部科学省は、国公立大学や専門学校等に対して、啓発週間を中心に啓発用資料について事務連絡で周知し、活用を促した。	【消費者庁】 ○ギャンブル等依存症問題啓発週間を迎えるに当たって啓発用資料を作成するとともに、地方公共団体や大学附属病院、国立病院機構等に啓発用資料を提供し、施設内での掲示、窓口での配布等により啓発活動に活用するよう、協力を依頼【令和7年度】 ○ギャンブル等依存症問題啓発週間を迎えるに当たり、文部科学省に啓発用資料を提供し、国公立大学や専門学校等に当該資料を周知するよう、協力を依頼【令和7年度】 ○「消費者月間シンポジウム」において啓発用資料を掲示【令和7年度】 ○消費者庁公式Xによる啓発用資料の周知【令和7年度】 【文部科学省】 ○ギャンブル等依存症に関する啓発用資料の活用等について国公立大学や専門学校等に依頼を行った【令和7年度】
6 学校教育における指導の充実【文部科学省】		
文部科学省は、精神疾患の一つとしてギャンブル等も含めた依存症を取り上げた学習指導要領解説に基づき、学校教育において依存症に関する指導を行うことを目的に作成した教師用指導参考資料及び高校生向け啓発資料の積極的・効果的な活用を促すため、協議会等で周知。	○全国の学校体育担当指導主事等に対し、学習指導要領について協議会等で周知した。 ○平成30年度に作成した『「ギャンブル等依存症」などを予防するために』（「教師用指導参考資料」という）を文部科学省ウェブサイトに掲載し、教育委員会等を通じて学校に周知した。 ○令和元年度に作成した『「行動嗜癖」を知っていますか？ギャンブル等にのめり込まないために』（「高校生向け啓発資料」という）を文部科学省ウェブサイトに掲載し、教育委員会等を通じて学校に周知した。 ○毎年度、上記「教師用指導参考資料」「高校生向け啓発資料」について、全国の学校保健担当指導主事等に対し、当該資料を積極的に活用するよう、協議会で周知した。	○全国の学校体育担当指導主事等に対し、学習指導要領について協議会等で周知【令和7年度】（令和7年度：令和7年6月18日、令和7年9月3日～9月5日） ○全国の学校保健担当指導主事等に対し、教師用指導参考資料及び高校生向け啓発資料について健康教育・食育行政担当者連絡協議会や学校保健全国連絡協議会で周知【令和7年度】（令和7年5月20日、令和8年2月17日）

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
7 各地域の社会教育施設等を活用した保護者等への啓発の推進【文部科学省】		
文部科学省は、以下の取組を推進。 ○ 全国各地域で保護者や地域住民等に向けた啓発講座である「依存症予防教室」を実施。 ○ 毎年事例集等を作成の上、ウェブサイト等を活用して周知し、地域における社会教育施設等を活用した保護者等への啓発の取組を促進。	○啓発用資料について、公民館等における啓発講座の開催等、社会教育施設等の活用について促した。	○「依存症予防教室」の実施状況【令和7年度】1団体で実施 ○「依存症予防教室」の事業の成果を取組事例集としてまとめ、ウェブサイトで公開【令和7年度】 ○ギャンブル等依存症に関する啓発用資料の活用等について社会教育施設に依頼を行った【令和7年度】
8 金融経済教育におけるギャンブル等依存症対策の啓発【金融庁】		
○ 金融庁は、ガイドブックや動画コンテンツ等を利用し、金融経済教育推進機構を中心とした関係機関とも連携しながら、ギャンブル等依存症と関係の深い多重債務問題をその内容に含む金融経済教育の機会を提供。 ○ 金融経済教育推進機構は、同機構が実施する出張授業で利用可能な教材及び J-FLEC認定アドバイザーに対する研修にギャンブル等依存症対策に関する内容を追加し、青少年を含め幅広い層に対する金融経済教育の機会を提供。	○金融庁は、多重債務問題に関する啓発や対処法などの内容を含む「基礎から学べる金融ガイド」と、過剰借入・ヤミ金利用に関する注意喚起を含む「新成人向けうんこクイズ」を公開している。 ○金融経済教育推進機構（J-FLEC）は、J-FLECの講師派遣において使用する標準的な講義資料を改訂し、ギャンブル等と投資とは異なることや、「オンラインカジノ」に関する注意喚起を新たに盛り込んだ。 ○J-FLECは、J-FLECが認定するアドバイザーに対する研修に、ギャンブル等依存症対策に関する内容を盛り込んだ。	○全国で実施した金融経済教育イベントにおいて、「新成人向けうんこクイズ」を放映し、過剰借入・ヤミ金利用に関する注意喚起を図った。【令和7年度】 ○J-FLECにおける講師派遣事業（出張授業）の実施状況【令和7年度】件数：9,329回（見込み） ○J-FLECが認定するアドバイザーに対し、ギャンブル等依存症対策に関する研修動画の提供を開始した。【令和7年度】

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
9 職場における普及啓発【厚生労働省・総務省】		
厚生労働省は、職場における啓発のため、以下の取組を推進。 ○ 産業保健総合支援センターを通じてギャンブル等依存症の相談窓口等を周知。くわえて、健康保険組合等に対して、ギャンブル等依存症への理解を深めるため、正しい知識等を周知し、職場への啓発を実施。 ○ 医療機関、精神保健福祉センター等が参画する包括的な連携協力体制に産業保健総合支援センターが参画し、多機関連携による普及啓発を実施できるよう支援。 ○ 産業保健総合支援センター等の関係職員を対象とした依存症支援者研修を実施。	○令和元年度から、産業保健総合支援センターのウェブサイト等を通じてギャンブル等依存症の相談窓口や依存症のリーフレット等の周知を行っている。 ○関係機関間の連携体制を構築するため、都道府県・政令指定都市に対し、「ギャンブル等依存症対策連携会議」の開催・設置について依頼した。 ○都道府県等が、依存症対策地域支援事業を活用し、産業保健総合センターや健康保険関係団体等の関係職員を対象とした研修を実施できるよう支援している。	【厚生労働省】 ○令和元年度から、産業保健総合支援センターのウェブサイト等を通じてギャンブル等依存症の相談窓口や依存症のリーフレット等の周知を行った。【令和7年度】 労働局や産業保健総合支援センターにおいて、事業場における産業保健スタッフ等からギャンブル等依存症についての相談が寄せられた場合には、リーフレット等を活用して相談窓口を紹介する等、適切な対応を行った。【令和7年度】 ○連絡会議の設置・開催について、「ギャンブル等依存症対策における各地域の包括的な連携協力体制の構築等について」（令和7年4月17日付、障精発0417第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知）において都道府県知事及び指定都市市長宛てに依頼している。【令和7年度】 ＜ギャンブル等依存症対策連携会議の設置状況＞ 令和8年3月末時点：60自治体 うち都道府県 47団体／47団体 政令指定都市 13団体／20団体 ＜依存症対策地域支援事業の実施状況＞ 令和7年度：76自治体 【総務省】 ○依存症対策地域支援事業の地方負担について、同事業の実施状況等を踏まえつつ、適切に地方交付税措置を講じている。【令和7年度】

Ⅲ 依存症対策の基盤整備・様々な支援：基本法第16～21条関係

第1 各地域の包括的な連携協力体制の構築及び連携協力の推進【内閣官房・厚生労働省・警察庁・金融庁・消費者庁・こども家庭庁・総務省・法務省・文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省】：基本法第20条関係

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
都道府県等において、地域の関係機関が参画する包括的な連携協力体制の構築及び連携協力をより一層推進するため、以下の取組等を実施。 ○ 厚生労働省は、都道府県等に対し、以下の内容に係る通知を发出。 ・基本計画や地域の実情等を踏まえ連携会議を開催し、各地域における取組を促す。 ・連携会議が未設置の政令指定都市に対して連携会議の設置を促す。 ○ 厚生労働省は、関係事業者が実施する本人・家族申告によるアクセス制限制度等を都道府県等における相談拠点、専門医療機関の相談等で紹介する等、連携を促進。 ○ 関係省庁は、上記厚生労働省の通知を受けて関係機関に通知を发出し、特に、多重債務問題への対応の観点から司法書士会等、また、若年者への啓発の観点から各都道府県教育委員会等の積極的な参画を促進。関係事業者は連携協力体制に積極的に参画。 ○ 厚生労働省は、地域における連携協力がより効果的に進むよう、都道府県等における連携会議の実態を調査し、その内容を改めて周知。 ○ 関係省庁等は、各種相談員や各関係支援機関の職員等向けの研修等を通じて連携協力を推進。 ○ 厚生労働省は、地域におけるギャンブル等依存症対策の支援に関する効果的な事例を収集し、効果分析等を行う調査研究を実施。	○ 厚生労働省では、関係機関間の連携体制を構築するため、都道府県・政令指定都市に対し、「ギャンブル等依存症対策連携会議」の開催・設置について依頼した。 ○ 厚生労働省では、都道府県等が管内の相談支援体制の整備を推進していくための補助事業である「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業」を実施した。 ○ 厚生労働省では、関係事業者が実施する本人・家族申告によるアクセス制限制度等について、都道府県・政令指定都市に対し、周知の依頼をした。 ○ 警察庁・金融庁・消費者庁・こども家庭庁・法務省・文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省は関係機関に対し各地域の包括的な連携協力体制に参画するとともに、情報や課題の共有、最新の知見の収集等を図り、それぞれの依存症対策への活用を検討するよう、令和7年度に改めて通知を发出した。 ○ 法務省では、保護局は保護観察所に対し、各地域の包括的な連携協力体制に参画するとともに、情報や課題の共有、最新の知見の収集等を図り、それぞれの依存症対策への活用を検討するよう、令和7年度に改めて通知を发出した。 ○ 厚生労働省では、地域における連携協力がより効果的に進むよう、都道府県等における連携会議の実態を調査した。 ○ 厚生労働省では、地域におけるギャンブル等依存症対策の支援に関する効果的な事例を収集し、効果分析等を行う調査研究を実施。 ○ 消費者庁では、国民生活センターを通じて地方公共団体の消費生活相談員に向けギャンブル等依存症に関する研修を行った。	【厚生労働省】 ○ 連携会議の設置・開催について、「ギャンブル等依存症対策における各地域の包括的な連携協力体制の構築等について」（令和7年4月17日付、障精発0417第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知）において、都道府県知事及び指定都市市長宛てに依頼した。【令和7年度】 ＜ギャンブル等依存症対策連携会議の設置状況＞ 令和8年3月末時点：60自治体 うち都道府県 47団体／47団体 政令指定都市 13団体／20団体 ○ 精神障害にも対応した地域包括システムの構築推進事業（都道府県における協議の場の設置数）【令和7年度】 令和7年度実績（令和8年度調査）：46自治体 ○ 関係事業者が実施する本人・家族申告によるアクセス制限制度等について、「各公営競技・ぱちんこのアクセス制限制度等の周知依頼について（協力依頼）」（令和7年5月27日事務連絡）において、各都道府県、指定都市の依存症対策担当課宛に周知を依頼した。【令和7年度】 ○ 厚生労働省では、地域における連携協力がより効果的に進むよう、令和7年度依存症に関する調査研究事業において、「ギャンブル等依存症対策地域連携会議の実施状況調査・好事例収集」を実施した。 ○ 厚生労働省では、地域におけるギャンブル等依存症対策の支援に関する効果的な事例を収集し、効果分析等を行うよう、令和7年度依存症に関する調査研究事業において、「ギャンブル問題を含めた依存症支援のための新しい地域連携モデルの効果研究」を実施した。 【総務省】 ○ 行政相談における取組状況 ・ギャンブル等依存症対策啓発週間（5月14日～20日）を契機として、本省と全国50か所の行政相談センターにおいて、内閣官房ギャンブル等依存症対策推進本部事務局作成の啓発ポスターの掲示を行った。【令和7年度】 ・行政相談センターにおいて、国民からのギャンブル等依存症が関係する相談について関係機関の紹介等を実施した。【令和7年度】 【消費者庁】 ○ 消費者庁では、国民生活センターを通じて地方公共団体の消費生活相談員に向けてギャンブル等依存症に関する研修を実施【令和7年度】

第2 都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画の策定促進【内閣官房】

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
内閣官房は、関係省庁の協力を得て、都道府県計画の策定及び変更を支援。	○内閣官房において、都道府県担当者を対象とした説明会を開催し、都道府県計画の策定を支援した。 令和7年3月末時点で47の都道府県全てにおいて都道府県計画が策定された。	○都道府県担当者を対象として、ギャンブル等依存症対策推進基本計画に関する説明及び情報共有を図るための会議を開催 【令和7年度】47都道府県出席（オンライン開催）

第3 相談支援・治療支援：基本法第16・17条関係

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
1 都道府県・政令指定都市における相談体制の充実【厚生労働省・総務省】		
厚生労働省は、以下の取組等を推進。 ○ 都道府県等の実施する相談の取組に対する財政支援を実施。 ○ 相談対応に従事する者の技術をより一層向上させるための研修を実施。 ○ ギャンブル等依存症である者等及びその家族にとって相談が身近となるよう、SNS 等による相談支援を推進。 ○ 相談機関と関係機関の連携を含むギャンブル等依存症対策の連携協力の促進（相談機関等における本人・家族申告によるアクセス制限制度等の紹介等）	○厚生労働省では、都道府県等において、相談拠点の設置など、地域のニーズに合わせた総合的な支援を提供している。また、SNS等による相談支援を推進するため、令和7年度より都道府県等が行う依存症対策地域支援事業の実施要綱上に、相談支援事業において「SNS等を活用した効果的な相談体制の構築に努めること」と明記した。 ○厚生労働省では、都道府県等が依存症対策地域支援事業を活用し、連携会議の開催や研修事業を実施できるよう支援しているほか、依存症対策全国拠点機関設置運営事業を活用し、依存症対策全国センター（独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター）においてギャンブル等依存症の研修会を実施している。 ○厚生労働省では、関係機関間の連携体制を構築するため、都道府県・政令指定都市に対し、「ギャンブル等依存症対策連携会議」の開催・設置について依頼した。 ○厚生労働省では、関係事業者が実施する本人・家族申告によるアクセス制限制度等について、都道府県・政令指定都市に対し、周知の依頼をした。	○厚生労働省では、相談拠点を未整備の自治体へ整備を要請するなどした結果、令和5年3月末をもって、全ての都道府県・政令指定都市で相談拠点が設置された。 令和8年3月末時点 67団体／67団体 うち都道府県 47団体／47団体 政令指定都市 20団体／20団体 ○厚生労働省では、都道府県等が依存症対策地域支援事業を活用し、連携会議の開催、研修事業、ギャンブル等依存症にである者及びその家族に対しSNSを含めた相談事業を実施できるよう支援している。 ・依存症対策地域支援事業の実施状況 令和7年度：76自治体 ○厚生労働省では、依存症対策全国拠点機関設置運営事業を活用し、依存症対策全国センター（独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター）においてギャンブル等依存症の研修会を実施している。（依存症の治療・相談等に係る指導者養成事業）【令和7年度】 ① 依存症治療指導者養成研修 ※オンライン 令和7年度：196名 ② 依存症相談対応指導者養成研修 ※オンライン 令和7年度：179名 ③ 地域生活支援指導者等養成研修 ※オンライン 令和7年度：113名 ○厚生労働省では、相談機関を含む地域の関係者機関が参画する連絡会議の開催について、「ギャンブル等依存症対策における各地域の包括的な連携協力体制の構築等について」（令和7年4月17日付、障精発0417第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知）において都道府県知事及び指定都市市長宛てに依頼している。【令和7年度】 <ギャンブル等依存症対策連携会議の設置状況> 令和8年3月末時点：60自治体 うち都道府県 47団体／47団体 政令指定都市 13団体／20団体 ○厚生労働省では、関係事業者が実施する本人・家族申告によるアクセス制限制度等について、「各公営競技・ぱちんこのアクセス制限制度等の周知依頼について（協力依頼）」（令和7年5月27日事務連絡）において、各都道府県、指定都市の依存症対策担当課宛に周知を依頼した。【令和7年度】 ○総務省では、依存症対策地域支援事業の地方負担について、同事業の実施状況等を踏まえつつ、適切に地方交付税措置を講じている。【令和7年度】

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	
2 ギャンブル等依存症である者等の家族に対する支援の強化【厚生労働省・警察庁・金融庁・消費者庁・子ども家庭庁・総務省・法務省・文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省】		
家族に対する支援を強化するため、以下の取組等を実施。 ○ 厚生労働省は、都道府県等による相談事業の充実の支援や、地域や全国規模で活動する自助グループなどの民間団体の取組を支援。 ○ 厚生労働省は、関係事業者が実施する本人・家族申告によるアクセス制限制度等を相談窓口等で紹介する等、連携を促す。 ○ 関係省庁は、地域における連携協力を推進し、家族申告によるアクセス制限を申請した家族を相談機関等につなげる取組を適切に実施。	○厚生労働省では、都道府県等が地域生活支援促進事業を活用し、依存症の問題に取り組む民間団体支援を実施できるよう支援している。さらに、全国規模で依存症の問題に取り組む民間団体を支援している。 ○厚生労働省では、相談拠点における体制の確保に努め、相談者の状況に応じた適切な相談・指導を含めた依存症に関する支援を実施している。 ○厚生労働省では、関係機関間の連携体制を構築するため、都道府県・政令指定都市に対し、「ギャンブル等依存症対策連携会議」の開催・設置について依頼した。 ○厚生労働省では、関係事業者が実施する本人・家族申告によるアクセス制限制度等について、都道府県・政令指定都市に対し、周知の依頼をした。 ○ぱちんこ業界は、自己申告・家族申告プログラムに係る案内ホームページの開設や問合せ対応、「スマートPLAYスタイル」の周知等を通じて、幅広い層への情報発信を推進している。 ○警察庁・農林水産省・経済産業省・国土交通省は、所管団体等に対し、各地域の包括的な連携協力体制に参画し、情報や課題の共有、最新の知見の収集等を図り、それぞれの依存症対策への活用を検討するよう、通知を发出した。 ○消費者庁は、SNS等の手段を活用して、消費者庁ウェブサイト内に設けたギャンブル等依存症問題特設ページの閲覧を促進している。当該特設ページには、ギャンブル等依存症である方等の御家族への支援に係る情報を掲載している。	【厚生労働省】 ○厚生労働省では、都道府県等が地域生活支援促進事業を活用し、依存症の問題に取り組む民間団体を支援している。 ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業（地域生活支援促進事業）実施状況 【令和7年度】 令和7年度：34自治体 ○厚生労働省では、依存症民間団体支援事業を活用し、全国規模で実施する依存症民間団体を支援している。 ・ギャンブル等依存症関連の事業の交付決定数【令和7年度】 令和7年度：10件 ○厚生労働省では、連絡会議の設置・開催について、「ギャンブル等依存症対策における各地域の包括的な連携協力体制の構築等について」（令和7年4月17日付、障精発0417第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知）において都道府県知事及び指定都市市長宛てに依頼している。【令和7年度】 <ギャンブル等依存症対策連携会議の設置状況> 令和8年3月末時点：60自治体 うち都道府県 47団体／47団体 政令指定都市 13団体／20団体 ○厚生労働省では、都道府県等が依存症対策地域支援事業を活用し、連携会議の開催や研修事業を実施できるよう支援している。【令和7年度】 ・依存症対策地域支援事業の実施状況 令和7年度：76自治体 ○厚生労働省では、関係事業者が実施する本人・家族申告によるアクセス制限制度等について、「各公営競技・ぱちんこのアクセス制限制度等の周知依頼について（協力依頼）」（令和7年5月27日事務連絡）において、各都道府県、指定都市の依存症対策担当課に周知を依頼した。【令和7年度】 【警察庁】 ○21世紀会は、自己申告・家族申告プログラム案内ホームページを開設し、ぱちんこ営業所に来店することなくプログラム内容の確認及び申込書類の取得が可能な環境を整備するとともに、日遊協ホームページにおいて、同プログラムに関する質問へのWEBフォームによる問合せ対応を実施している。 【令和5～7年度】 ・案内ページへのアクセス数 令和5年5月～令和6年3月末 11,168回 令和6年4月～令和7年3月末 15,371回 令和7年4月～令和8年3月末 17,198回 ○21世紀会は、「スマートPLAYスタイル」について、日遊協公式Xでの掲載、日工組が中心となって活動するKIBUN PACHI-PACHI委員会におけるWEBプロモーション「タレントの藤田ニコルを起用した啓発WEBムービーの公開及び親しみやすいコミカルな寸劇スタイルによる訴求」等による周知を実施している。【令和7年度】 【消費者庁】 ○ギャンブル等依存症問題啓発週間に合わせて、御本人・御家族向け啓発用資料を消費者庁ウェブサイト内の特設ページに掲載し、消費者庁公式Xによって同ページの閲覧を促進【令和7年度】

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
3 女性相談支援員、児童相談所職員、こども家庭センター職員、障害福祉サービス従事者・発達障害者支援センター職員及び発達障害者地域支援マネジャー等の適切な支援【厚生労働省・こども家庭庁・総務省】		
厚生労働省及びこども家庭庁は、女性相談支援員、児童相談所職員、こども家庭センター職員、障害福祉サービス従事者、発達障害者支援センター職員及び発達障害者地域支援マネジャー等へギャンブル等依存症に関する知識やギャンブル等依存症である者等への対応方法を周知。	○厚生労働省では、女性相談支援員相談・支援指針において、女性相談支援員に対し、ギャンブル等依存症を有する者についての対応方法等について周知している。 ○厚生労働省では、依存症対策全国拠点機関設置運営事業を活用し、依存症対策全国センター（独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター）において、地域で指導的な役割を果たす者を養成するため、生活の支援を行う者（障害福祉サービス従事者等）を対象とした地域生活支援指導者等養成研修を実施している。さらに、都道府県等が、依存症対策地域支援事業を活用し、生活の支援を行う者の研修（地域生活支援研修）を実施できるよう支援している。 ○こども家庭庁では、依存症などの問題を抱える保護者等への対応方法等について、児童相談所職員及びこども家庭センター職員等に対して周知している。	○厚生労働省では、依存症対策全国拠点機関設置運営事業を活用し、依存症対策全国センター（独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター）において、地域で指導的な役割を果たす者を養成するため、生活の支援を行う者（障害福祉サービス従事者等）を対象とした地域生活支援指導者等養成研修を実施している。【令和7年度】 ・地域生活支援指導者等養成研修 ※オンライン 令和7年度：113人 ○厚生労働省では、依存症対策地域支援事業を活用し、都道府県等が生活の支援を行う者の研修を実施できるよう支援している。【令和7年度】 ・地域生活支援研修 ※内容がギャンブル等依存症を含むものに限る ※共同開催もそれぞれ計上 令和6年度：都道府県13自治体／指定都市6自治体 計19自治体（令和7年2月末時点） ○こども家庭庁では、「こども虐待対応の手引き」（令和7年12月24日付けこ支虐第487号こども家庭庁支援局虐待防止対策課長通知）において、依存症などの問題を抱える保護者等に対する児童相談所及びこども家庭センター等の具体的な対応方法等について記載し、児童相談所職員及びこども家庭センター職員等に対して周知している。 ○総務省では、依存症対策地域支援事業の地方負担について、同事業の実施状況等を踏まえつつ、適切に地方交付税措置を講じている。【令和7年度】

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
4 消費生活相談への的確な対応の確保に向けた地方公共団体に対する支援【消費者庁】		
○ 消費者庁は、消費生活相談への的確な対応が確保されるよう、金融庁と共に必要に応じて対応マニュアルを改訂するとともに、地方消費者行政強化交付金を通じ消費生活相談体制の整備や研修等により地方公共団体に対する支援を実施。 ○ 国民生活センターは、ギャンブル等依存症に係る消費生活相談への対応について、消費生活相談員向けの研修等により的確な相談対応を促進。	○消費者庁は、消費生活相談への的確な対応が確保されるよう、地方消費者行政の体制整備、消費者安全確保地域協議会の設置及び国民生活センターによる上記研修への参加について、地方消費者行政強化交付金により支援した。 ○国民生活センターは、地方公共団体で消費生活相談業務に従事している職員を対象にギャンブル等依存症に関する研修を行った。また、研修についてはオンデマンド配信も実施した。	○国民生活センターにおいて地方公共団体の消費生活相談員向けのギャンブル等依存症に関する研修を実施 【令和7年度】計260名、計2回（国民生活センター相模原事務所、オンデマンド配信）※多重債務問題に関する研修と合同で実施
5 多重債務相談窓口の相談体制の強化【金融庁】		
金融庁は、以下の取組を推進。 ○ 消費者庁と共に必要に応じて対応マニュアルを改訂するとともに、活用を促進。 ○ 相談拠点が開催する研修会に相談員が参加すること等を通じて、多重債務相談窓口と相談拠点との連携を強化。	○金融庁は、各財務局や地方公共団体の相談窓口における「ギャンブル等依存症が疑われる方やその御家族からの多重債務問題に係る相談への対応に際してのマニュアル」の活用状況や、ギャンブル等依存症に関連する相談があった際の対応について、フォローアップを行っている。 ○また、多重債務相談対応等に関する意見交換会やヒアリング等を実施したほか、地方自治体の相談員等向けにギャンブル等依存症に係る相談対応に関する研修を実施するなど相談員のレベルアップのための取組を推進した。	○財務局等及び地方公共団体に寄せられた「多重債務」に関する相談中、相談者の借金をしたきつかけが「ギャンブル等」とであると判明したものは以下のとおり【令和5～7年度】 ・財務局等（令和5年→令和6年→令和7年） 5,689件中425件 →6,552件中725件 →7,104件中740件 ・地方公共団体（令和5年→令和6年→令和7年） 25,333件中912件 →29,249件中1,098件 →27,710件中1,029件 ○ギャンブル依存症に係る相談対応に関する研修を開催【令和7年度】

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
6 相談対応等においてギャンブル等依存症に配慮できる司法書士の養成【法務省】		
日本司法書士会連合会は、以下の取組を推進。 ○ ギャンブル等依存症問題を有する依頼者を適切な支援機関につなぐ等、業務において依頼者に配慮できる司法書士の養成を目的として、多重債務に関する研修会を開催。 ○ 各司法書士会が開催する研修会（債務整理、ギャンブル等依存症）へ講師を派遣。 ○ 各司法書士会に対して、地域の実情に合わせて各関係支援機関との連携構築に向けた積極的な取組を実施するよう依頼。	○令和８年２月28日に「債務整理事件の処理に関する研修会」を開催した。 ○３司法書士会及び１ブロック会に対し講師を派遣した。 ○各司法書士会に対し、ギャンブル等依存症対策に関する各関係支援機関との連携構築に向けた積極的な取組の実施について依頼した。	○ギャンブル等依存症の問題は、多重債務問題と深く関係している。そのため、多重債務に対応できる司法書士の養成を図り、債務整理や生活再建支援に関する理解を深めることを目的として、司法書士向けの研修会を開催し、司法書士会員513名が受講した。なお、後日、各司法書士会に対し、研修会を収録したDVD等の活用を依頼する予定である。 ○各司法書士会が研修会（債務整理、ギャンブル等依存症対策）を円滑に開催できるよう、講師派遣の実施に加え、講師派遣に関する負担軽減を目的とした支援制度を整備し積極的な活用を促進した。 ○各司法書士会に対し、ギャンブル等依存症対策に関する各関係支援機関との連携を一層深めるため、連合会が作成したギャンブル等依存症対策リーフレットを配布し、司法書士がギャンブル等依存症を有する方の多重債務相談に対応可能であること、また、ギャンブル等依存症対策推進基本計画等における地域連携協力体制の一つであることについて周知するよう依頼した。
7 日本司法支援センターにおける多重債務者等に対する適切な情報提供の推進【法務省】		
日本司法支援センターは、多重債務者等に対する適切な情報提供の推進のため、職員向けの研修等を活用して相談体制を強化するとともに、各地域の包括的な連携協力体制への参画を図る。	○職員向けの研修の実施、各種マニュアルの更新等により、相談体制の強化を図った。 ○地方事務所への通知発出等により、包括的な連携協力体制への参画を促進した。	○情報提供業務の対応品質の向上を図るため、研修・指導に関する通知を発出した。【令和７年度は４月通知済み】 ○情報提供業務の相談体制の強化を図るため、情報提供業務に係る各種マニュアルを改訂した。【令和７年度は令和８年３月改訂済み】 ○情報提供の推進を図るため、多重債務問題を含む全６種の法律問題Ｑ＆Ａリーフレットを改訂し、全国の地方事務所へ配布した。【令和８年度用の法律問題Ｑ＆Ａリーフレットは令和８年３月配布済み】 ○地方事務所等に対し、各地域の包括的な連携協力体制に参画するなどし、情報や課題の共有、最新の知見の収集等を図るよう求める通知を発出した。【令和７年度は７月及び令和８年３月通知済み】

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
8 全都道府県・政令指定都市における依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の早期整備を含む精神科医療の充実【厚生労働省・総務省】		
厚生労働省は、以下の取組等を推進。 ○ できるだけ早期に、全都道府県等において専門医療機関等を整備。 ○ 1つの都道府県等における複数の専門医療機関の整備を促進。 ○ 専門医療機関等に従事する医師等の医療従事者を対象に依存症の専門的医療に関する研修等を実施。 ○ 都道府県等におけるギャンブル等依存症対策の連携協力を促進（専門医療機関における本人・家族申告によるアクセス制限制度等の紹介等）	○厚生労働省では、都道府県及び政令指定都市における複数の専門医療機関等の整備について、障害保健福祉関係主管課長会議（令和8年3月26日）で要請した。 ○厚生労働省では、依存症対策全国拠点機関設置運営事業を活用し、依存症対策全国センター（独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター）において、地域で指導的な役割を果たす者を養成するため、依存症の治療に当たる医療従事者を対象とした依存症治療指導者養成研修を実施した。さらに、都道府県等が依存症対策地域支援事業を活用し、医療従事者の研修（依存症医療研修）の実施を支援している。 ○厚生労働省では、関係機関間の連携体制を構築するため、都道府県・政令指定都市に対し、「ギャンブル等依存症対策連携会議」の開催・設置について依頼した。 ○厚生労働省では、関係事業者が実施する本人・家族申告によるアクセス制限制度等について、都道府県・政令指定都市に対し、周知の依頼をした。	○厚生労働省では、専門医療機関等を未整備の自治体へ整備を要請するなどした結果、 ①依存症専門医療機関及び②依存症治療拠点機関が、令和8年3月12日時点において、①62ヶ所、②47ヶ所の都道府県・政令指定都市で設置された。 ①依存症専門医療機関の整備状況 ・令和8年3月12日時点 62団体／67団体 うち都道府県 47団体／47団体 指定都市 15団体／20団体 ②依存症治療拠点機関の整備状況 ・令和8年3月12日時点 47団体／67団体 うち都道府県 36団体／47団体 指定都市 11団体／20団体 ○依存症対策全国拠点機関設置運営事業を活用し、依存症対策全国センター（独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター）において、地域で指導的な役割を果たす者を養成するため、依存症の治療に当たる医療従事者を対象とした依存症治療指導者養成研修を実施した。さらに、都道府県等が依存症対策地域支援事業を活用し、医療従事者の研修（依存症医療研修）の実施を支援している。【令和7年度】 ・依存症治療指導者養成研修の実施状況 ※オンライン 令和7年度：196名（久里浜医療センターに確認） ・依存症医療研修の実施状況 ※内容がギャンブル等依存症を含むものに限る ※共同開催もそれぞれ計上 令和6年度：都道府県21自治体／指定都市7自治体 計28自治体（令和7年2月末時点） ○総務省では、依存症対策地域支援事業の地方負担について、同事業の実施状況等を踏まえつつ、適切に地方交付税措置を講じている。【令和7年度】

第4 民間団体支援：基本法第19条関係

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
1 自助グループを始めとする民間団体が行うミーティング、普及啓発、相談等の活動支援【厚生労働省・総務省】		
厚生労働省は、以下の取組を推進。 ○ 都道府県等への財政支援を通じた地域における民間団体の支援や、全国規模又は広域で依存症の問題に取り組む民間団体への支援を実施。 ○ 都道府県等の相談機関における民間団体と連携した相談活動や普及啓発を促進。	○厚生労働省では、都道府県等を通じて、地域生活支援促進事業により、依存症に関する問題に取り組む民間団体が行うミーティング活動や普及啓発活動を支援している。また、全国規模で活動する民間団体については、依存症民間団体支援事業を通じて、その取組を支援している。	○厚生労働省では、都道府県等が地域生活支援促進事業を活用し、依存症の問題に取り組む民間団体を支援している。 ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業（地域生活支援促進事業）実施状況【令和7年度】 令和7年度：34自治体 ○厚生労働省では、依存症民間団体支援事業を活用し、全国規模で実施する依存症民間団体を支援している。 ・ギャンブル等依存症関連の事業の交付決定数【令和7年度】 令和7年度：10件 ○総務省は、地域生活支援促進事業における依存症の問題に取り組む民間団体支援事業の地方負担について同事業の実施状況等を踏まえつつ、適切に地方交付税措置を講じている。【令和7年度】
2 自助グループを始めとする民間団体等に対する経済的支援【農林水産省・経済産業省・国土交通省・警察庁】（再掲）		
【再掲】 ○競馬における取組 4 ページ参照 ○競輪・オートレースにおける取組 9 ページ参照 ○モーターボート競走における取組 15ページ参照 ○ばちんこにおける取組 22ページ参照		

第5 社会復帰支援：基本法第18条関係

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
1 就労支援に関わる者のギャンプル等依存症の知識及び対応能力の向上【厚生労働省・総務省】		
厚生労働省は、就労支援に関わる者の対応能力の向上のため、ハローワークの担当職員等の就労支援に関わる者に対して、ギャンプル等依存症に関する知識と対応方法を周知。	○厚生労働省では、毎年度精神・発達障害者雇用サポーター経験交流会において、ハローワークの担当職員等に対して、依存症の知識及び対応方法に係る資料を提供。 ○厚生労働省では、依存症対策全国拠点機関設置運営事業を活用し、依存症対策全国センター（独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター）において、地域で指導的な役割を果たす者を養成するため、生活の支援を行う者（障害福祉サービス従事者等）を対象とした地域生活支援指導者等養成研修を実施している。さらに、都道府県等が、依存症対策地域支援事業を活用し、生活の支援を行う者（ハローワーク等就労支援業務職員を含む。）の研修を実施できるよう支援している。	○厚生労働省では、精神・発達障害者雇用サポーター経験交流会（令和5年度までは精神障害者雇用トータルサポーター経験交流会）の実施状況【令和5～7年度】 ・令和5年11月10日～12月7日の間に計5回実施 ・令和6年11月5日～11月21日の間に計5回実施 ・令和7年10月17日～11月27日の間に計7回実施 ○厚生労働省では、依存症対策全国拠点機関設置運営事業を活用し、依存症対策全国センター（独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター）において、地域で指導的な役割を果たす者を養成するため、生活の支援を行う者（障害福祉サービス従事者等）を対象とした地域生活支援指導者等養成研修を実施している。【令和7年度】 ・地域生活支援指導者等養成研修の実施状況（オンライン） 令和7年度：113名 ○厚生労働省では、依存症対策地域支援事業を活用し、都道府県等がハローワーク等職員を含め生活の支援を行う者の研修を実施できるよう支援している。【令和7年度】 ・依存症対策地域支援事業の実施状況 令和7年度：76自治体 ○総務省は、依存症対策地域支援事業の地方負担について、同事業の実施状況等を踏まえつつ、適切に地方交付税措置を講じている。【令和7年度】

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
2 ギャンブル等依存症問題を有する生活困窮者の支援【厚生労働省】		
厚生労働省は、研修等を通じ、ギャンブル等依存症問題を有する生活困窮者に対し適切な支援を行うことができる支援員を養成するとともに、精神保健福祉センターなどの地域の支援機関との連携を促進。	○ギャンブル等依存症問題を有する生活困窮者へ適切な支援を行うことができる支援員の養成に向け、支援対象者の理解を深めるための講義を実施した。 ○関係機関間の連携体制を構築するため、都道府県・政令指定都市に対し、ギャンブル等依存症対策における各地域の包括的な連携協力体制の構築等について、依頼した。	○自立相談支援事業従事者養成研修の実施状況【令和7年度】 【令和7年度】※対面 研修期間：令和7年10月6日～7日、令和7年10月30日～31日実施 講師： ・明治学院大学社会学部付属研究所 研究員 志村久仁子氏 ・岡山県立大学 保健福祉学部 現代福祉学科 准教授 口村淳氏 ・一般社団法人パーソナルサポートセンター 仙台市生活自立・仕事相談センターわんすてっぷ センター長 佐藤圭司氏 ・宇治市福祉こども部地域福祉課地域援護係 島川誠也氏 内容：自立相談支援員養成研修プログラムの事例検討等において、ギャンブル等依存症も含む事例を取り上げた。 （各地域の包括的な連携協力体制） ○連絡会議の設置・開催について、「ギャンブル等依存症対策における各地域の包括的な連携協力体制の構築等について」（令和7年4月17日付、障精発0417第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知）において都道府県知事及び指定都市市長宛てに依頼している。【令和7年度】 ＜ギャンブル等依存症対策連携会議の設置状況＞ 令和8年3月末時点：60自治体 うち都道府県 47団体／47団体 政令指定都市 13団体／20団体

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
3 ギャンブル等依存症問題を有する受刑者への効果的な指導・支援の実施【法務省】		
法務省は、各地域における関係機関との連携強化を推進するため、刑事施設の各地域の連携会議への参加状況を把握し、関係機関と連携した指導の実情について各刑事施設間で共有。	○刑事施設に対し、各地域における連携会議への積極的な参加を促し、同会議等で得られた情報や知見を指導・支援に生かすことを推進する通知を発出した。 ○刑事施設の各地域の連携会議への参加状況を把握し、関係機関と連携した指導の実情について各刑事施設間で共有している。	○通知の発出 「矯正施設におけるギャンブル等依存症対策に係る各地域の包括的な連携協力体制の構築等について」（令和7年4月30日付け法務省矯成第640号） ○刑事施設の各地域の連絡会議への参加状況 【令和5年度】18件 【令和6年度】7件
4 受刑者に対する就労支援の充実【法務省】		
法務省は、刑事施設に収容されている受刑者に対する就労プログラムの充実を始め、受刑者の就労意欲を喚起する取組を実施。	○受刑者の就労意欲を喚起するための教育プログラムを作成し、一部の刑事施設において試行として実施した（令和5年度）。 ○上記教育プログラムを標準化し、全ての刑事施設において実施する体制を整えた（令和6年度）。 ○上記教育プログラムに加え、就労に関する課題別の指導ができるプログラムの運用を開始し、より一層の就労プログラムの充実を図った（令和7年度）。	○就労支援を受ける刑務所出所者の割合 令和5年 21.5% 令和6年 25.0% ○就労意欲を喚起するための教育プログラムの受講終了人員数 令和5年度 179名 ○就労意欲を喚起するための教育プログラムの受講開始人員数 令和6年度 982名

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
5 保護観察対象者等に対する就労支援の充実【法務省】		
法務省は、保護観察所の協力雇用主を増加させるほか、保護観察所とハローワーク・矯正施設などの関係機関との連携を強化。	○協力雇用主の増加に向けて取り組むとともに、刑務所出所者等就労支援事業協議会や就労支援ブロック協議会の開催を通じ、保護観察所とハローワーク・矯正施設などの関係機関との連携を強化した。	○刑務所出所者等就労支援事業協議会の開催 全国の保護観察所において、それぞれハローワーク及び矯正施設等との協議会を開催【令和7年度】 ○就労支援ブロック協議会の開催 札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、高松、福岡において、それぞれ更生保護官署と矯正官署の就労支援担当者が参加（最寄りの労働局から出席希望があった場合は、当該労働局がオブザーバー参加）するブロック協議会を開催【令和7年度】

第6 人材の確保：基本法第21条関係

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
1 ギャンブル等依存症の初期対応を行うことができる医師を養成するための医師臨床研修の実施【厚生労働省】		
厚生労働省は、以下の取組を推進。 ○ 臨床研修指導ガイドラインに基づき、全ての臨床研修医が2年以上の研修期間の中で、ギャンブル等依存症例などを経験するよう臨床研修等を実施。 ○ 診療に従事する医師を対象として地方公共団体が依存症治療拠点機関との連携等により実施する、ギャンブル等依存症の初期対応を含む研修等を推進。	○ 依存症対策全国拠点機関設置運営事業を活用し、依存症対策全国センター（独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター）において、地域で指導的な役割を果たす者を養成するため、依存症の治療に当たる医療従事者を対象とした依存症治療指導者養成研修を実施した。さらに、都道府県等が依存症対策地域支援事業を活用し、医療従事者の研修（依存症医療研修）の実施を支援している。 ○ 令和2年度以降、臨床研修医が経験すべき症例としてギャンブル等依存症などを位置付けた「臨床研修指導ガイドライン」に基づいた臨床研修を実施している。	○ 依存症対策全国拠点機関設置運営事業において依存症治療指導者養成研修、依存症対策地域支援事業において依存症医療研修を実施している。【令和7年度】 ・ 依存症治療指導者養成研修の実施状況※カッコ内は医師受講者数 令和7年度：196（39）人 ・ 依存症医療研修の実施状況 ※内容がギャンブル等依存症を含むものに限る ※共同開催もそれぞれ計上 令和6年度：都道府県21自治体／指定都市7自治体 計28自治体（令和7年2月末時点） ○ 令和2年度以降、臨床研修医が経験すべき症例としてギャンブル等依存症などを位置付けた「臨床研修指導ガイドライン」に基づいた臨床研修を実施している。【令和5～7年度】
2 医学部におけるギャンブル等依存症に関する教育の充実【文部科学省】		
文部科学省は、全国の国公立大学医学部長会議等において、ギャンブル等依存症を明記した「医学教育モデル・コア・カリキュラム」を周知し、その実践を要請。	○ 国公立大学医学部の学部長等の教育責任者が集まる会議において、基本法や医学教育モデル・コア・カリキュラムの関連内容とギャンブル等依存症に関する教育の充実について周知・要請した。	【令和7年度】 ・ 令和7年5月30日 全国医学部長病院長会議 令和7年度定例社員総会（国公立） ・ 令和7年9月11日・12日 第43回国内医科大学視察と討論の会（国公立） ・ 令和7年10月24日 第110回国立大学医学部長会議（総会）（国立）

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
3 保健師、助産師、看護師、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師及び作業療法士の養成【厚生労働省】 厚生労働省は、人材確保や養成のため、以下の取組を推進。 ○ 保健師・助産師・看護師について、依存症の対策等の項目が盛り込まれた保健師助産師看護師国家試験出題基準に基づいた国家試験を実施。 ○ 社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師及び作業療法士について、カリキュラムに基づく学習や指導者養成研修等を実施。	（社会福祉士） ○厚生労働省は、社会福祉士養成課程における教育内容等の見直しを行い、科目「社会学と社会システム」において、これまでの教育内容に加え、ギャンブル依存を含めた「依存症」を学ぶべき内容として改めた。令和3年度から新たなカリキュラムによる学習が開始され、一定程度の社会福祉士を養成している。 （保健師・助産師・看護師） ○厚生労働省は、令和5年度版の保健師助産師看護師国家試験出題基準から看護師ではギャンブル等依存症対策基本法を盛り込んでいる。保健師も同様に社会生活における健康課題（依存、うつ、自殺）への支援が盛り込まれている。 国家試験は毎年80～90%の合格率であり、一定程度の看護師・保健師を養成している。 （精神保健福祉士） ○厚生労働省は、精神保健福祉士養成課程における教育内容等の見直しを行い、科目「現代の精神保健の課題と支援」において、これまでの教育内容に加え、「ギャンブル等依存対策」を学ぶべき内容として改めた。令和3年度から新たなカリキュラムによる学習が開始され、毎年一定程度の精神保健福祉士を養成している。 （公認心理師） ○厚生労働省は、ギャンブル等依存症からの回復支援に、心理的な側面からのアプローチを可能とする専門職を養成する必要があることから、公認心理師試験出題基準において、「依存症（薬物、アルコール、ギャンブル）」の項目等を盛り込んでいる。令和7年度に第9回公認心理師試験を実施した。 （作業療法士） ○依存症対策全国拠点機関設置運営事業を活用し、依存症対策全国センター（独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター）において、作業療法士を含む医療従事者を対象にした研修を実施している。	（社会福祉士） ○社会福祉士国家試験の結果（令和6年度実施→令和7年度実施） 社会福祉士国家試験合格者 第37回 15,561人 合格率（56.3%） →第38回 15,438人 合格率（60.7%） （保健師・助産師・看護師） ○保健師助産師看護師国家試験の結果（令和6年度実施→令和7年度実施） ・保健師国家試験合格者 第111回 7,196人 合格率（94.0%） →第112回 6,502人 合格率（87.1%） ・看護師国家試験合格者 第114回 56,906人 合格率（90.1%） →第115回 52,666人 合格率（88.3%） （精神保健福祉士） ○精神保健福祉士国家試験の結果（令和6年度実施→令和7年度実施） 精神保健福祉士国家試験合格者数 第27回 4,694人 合格率（70.7%） →第28回 5,558人 合格率（78.2%） （公認心理師） ○公認心理師試験の結果（令和6年度実施→令和7年度実施） ・公認心理師試験合格者 第8回 1,454人 合格率（66.9%） →第9回 1,441人 合格率（60.0%） ・資格登録者 （令和7年3月末 → 令和8年3月末） 73,743人 → 75,283人 （全国拠点機関設置運営事業） ○作業療法士に対するギャンブル等依存症研修受講者数（オンライン） 令和7年度：24人

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
4 ギャンブル等依存症が疑われる生活保護受給者への適切な支援のための、生活保護担当ケースワーカーに対する研修の実施【厚生労働省】		
厚生労働省は、ギャンブル等依存症が疑われる生活保護受給者に対し適切な支援が行われるよう、生活保護担当ケースワーカーに対し研修を実施。	○全国ケースワーカー研修会を開催し依存症の概要や依存症を有する者の特徴、依存症が疑われる者への対応等について知識の向上を図るとともに、精神保健福祉センターなどの相談・治療を行う機関へつなぐケースワーカーの役割の重要性について毎年度講義を行っている。	○各実施機関等において被保護者の自立支援に係る事業の中心的役割を担う生活保護担当ケースワーカー等が参加する生活保護担当ケースワーカー全国研修会において、ギャンブル等依存症に関する講義を実施 【令和7年度】令和7年12月～令和8年3月末、オンラインにて配信
5 ギャンブル等依存症問題を有する受刑者に効果的な指導・支援を実施できる刑事施設の職員の育成【法務省】		
法務省は、刑事施設の改善指導プログラムを担当する職員の指導力の向上を図るため、毎年1回以上、矯正研修所において、ギャンブル等依存症問題に関する最新の知見及び処遇技法、社会的支援へのつなげ方、事例検討等を行う研修科目を設定した研修を実施。	○刑事施設の改善指導プログラムを担当する職員の指導力の向上を図るため、矯正研修所において、ギャンブル等依存症問題に関する最新の知見及び処遇技法等、ギャンブル依存問題の理解に資する研修を実施した。	○矯正研修所におけるギャンブル等依存症問題の理解に資する研修の実施 令和7年11月に、ギャンブル等依存症問題に関する知見を有する専門家を招へいし、集合研修を実施した。
6 ギャンブル等依存症問題を有する刑務所出所者等に効果的な指導・支援を実施できる更生保護官署職員の育成【法務省】		
法務省は、ギャンブル等依存症問題を有する刑務所出所者等への適切な指導・支援体制の整備のため、ギャンブル等依存症問題の理解と回復に関する研修を実施し、効果的な指導・支援を実施できる更生保護官署職員を継続的に育成。	○更生保護官署職員に対し、研修において、ギャンブル等依存に関する講義を実施した。 ○研修を受講した職員が、研修で学んだ内容を実務において積極的に実践することにより、効果的な指導・支援の実施に必要なスキルの習得を図った。	○新任の保護観察官に対する研修において、ギャンブル等依存に関する講義を実施した。 ・研修受講者数 【令和5年度】約70人 【令和6年度】約75人 【令和7年度】約90人 ○指導的立場にある保護観察官等に対する研修においても、ギャンブル等依存に関する講義を実施した。 ・研修受講者数 【令和5年度】約25人 【令和6年度】約25人 【令和7年度】約25人

IV 調査研究・実態調査：基本法第22条・23条関係

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
1 精神保健医療におけるギャンブル等依存症問題の実態把握【厚生労働省】		
厚生労働省は、精神保健医療分野における依存症に係る相談、治療及び回復の実態やギャンブル等依存症が疑われる者の状況についての調査を実施。	○ギャンブル等依存が疑われる者の実態とギャンブル等依存症の関連問題の実態を把握するための、調査の実施方法を検討した。	○令和7年度の依存症調査研究事業において、「令和8年度ギャンブル等実態調査の実施方法の策定に係る調査」を実施し、令和8年度に実施予定の実態調査に向けた調査を実施した。【令和7年度】
2 児童虐待による死亡事例等におけるギャンブル等依存症の影響等の把握【こども家庭庁】		
こども家庭庁は、児童虐待による死亡事例等の検証において「ギャンブル依存」を調査項目として設け、ギャンブル等依存症が児童虐待による死亡事例等へ及ぼす影響等を調査・検証するとともに、検証結果について広く周知。	○こども家庭庁では、こども家庭審議会児童虐待防止対策部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会において調査・検証した、児童虐待による死亡事例の養育者（実父母）における「ギャンブル等依存」の有無の結果を毎年度公表している。	○児童虐待による死亡事例における養育者（実父母）の心理的・精神的問題等として、ギャンブル等依存の問題を抱えていたケース 令和5年度分 0件（実母0人、実父0人） ※令和5年度に発生又は表面化した児童虐待による死亡事例については「こども虐待における死亡事例等の検証結果等について（第21次報告）」（令和7年9月）において、調査結果を公表した。

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
3 ギャンブル等依存症問題を有する受刑者の実態把握【法務省】		
法務省は、毎年度、各刑事施設におけるギャンブル等依存症問題を有する受刑者に対する教育状況等についての実態を調査・把握。	○ギャンブル等依存症に関する効果的なスクリーニングツール及びギャンブル等依存症の標準的治療プログラムに関する情報を各刑事施設に提供した。 ○一般改善指導として実施した、ギャンブル依存から離脱するための指導の実施状況について把握している。	○事務連絡の発出 「ギャンブル等依存症に係る指導の執務参考資料等の送付等について」（令和4年10月12日付け） ○実施状況の把握 ギャンブル依存から離脱するための指導開始人員 【令和5年度】460名 【令和6年度】599名
4 海外競馬の依存症対策に係る調査【農林水産省】		
JRAは、海外の取組に関する情報収集を進め、その取組と国内対策との比較検証を実施し、必要に応じて国内対策への反映を検討。	○JRAは海外駐在事務所を通じ、海外競馬のギャンブル等依存症対策に関する状況調査を実施し、国内対策と比較検証した。	①オンラインベッティング（購入上限額設定・期間）、②入場に関する年齢制限（競馬場・場外）、③申請による入場制限（本人・家族）、④申請によるオンラインベッティング利用停止（本人・家族）、⑤入場時の身分証明書等提示（競馬場・場外）、⑥勝馬投票券購入に関する年齢制限、⑦勝馬投票券発売時の年齢確認（競馬場・場外）、⑧クレジットカードによる勝馬投票券購入（オンライン・非オンライン）について、アメリカ（ニューヨーク州）、イギリス、フランス、オーストラリア、香港の取組を調査し、国内対策と比較検証した。
5 公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンターへの相談データの分析によるギャンブル等依存症問題の実態把握【農林水産省・経済産業省・国土交通省】		
公営競技カウンセリングセンターにおいて相談事例の積み上げ・分析を行い、各公営競技主催者等に共有するとともに、公連協においてギャンブル等依存症問題の実態を把握。	○公営競技カウンセリングセンター報告会において示された相談件数や相談事例について、適宜専門家を交え事例検討を行っている。また、公連協HPで毎年度相談実績等を公表している。	○平成30年5月以降、令和8年3月末までに公営競技カウンセリングセンター報告会を66回（そのうち、専門家を交えた報告会は65回）開催 【令和5年度】計4回 【令和6年度】計4回 【令和7年度】計4回 （主な報告内容） ・相談件数や相談者属性、相談内容等 ○公連協HPで相談実績を公表【令和7年度】

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
6 ギャンブル依存症予防回復支援センターへの相談データの分析によるギャンブル等依存症問題の実態把握【国土交通省】		
全施協は、支援センターと連携し、医師や司法書士の協力の下、ギャンブル等依存症の実態把握に努め、情報を関係機関へ提供。	○依存症に関する調査研究の実施把握を目的とした「アニュアルレポート」を毎年作成し、支援センターのホームページにて公開している。また、サポートコールでの相談内容をとりまとめた「月次レポート」「SMSアンケートレポート」を毎月作成し、翌月末にホームページにて公開し、関係者との共有についても進めている。	○アニュアルレポートでは、年間の相談内容をとりまとめたデータを用いて、専門医や司法書士と連携しながら実態把握をするため作成している。【令和7年度】
7 リカバリーサポート・ネットワークセンター(RSN)の相談データの分析等によるばちんこへの依存問題の実態把握【警察庁】		
○ ばちんこ業界は、毎年度、RSN の協力を得て、相談データの集計・分析等により、ばちんこへの依存問題を有する者の環境等の実態を把握し、報告書を作成・公表。 ○ 警察庁は、毎年度、ばちんこを始めとするギャンブル等への依存を動機・原因とした犯罪等に係る調査を実施。	○毎年、相談者の統計情報を集計・分析することにより、ばちんこへの依存問題を有する者の実態を把握し、事業報告書を作成・公表 ○警察庁は、令和2年度からばちんこを始めとするギャンブル等への依存を動機・原因とした犯罪等に係る調査を開始	○RSNは、毎年、「ばちんこ依存問題電話相談事業報告書」を作成し、RSNのウェブサイト等で公表 【主な内容】 ・相談件数、内容等の統計 ・相談者の年齢、性別等の統計 ・相談に至った経緯等 ・RSNの活動報告 ○全日遊連は、毎年、機関誌「遊報」に「ばちんこ依存問題電話事業」の概要を掲載し、周知協力 ○警察庁は、毎年、ばちんこを始めとするギャンブル等への依存を動機・原因とした犯罪等に係る調査を実施し、犯罪統計書において調査結果を公表

V 多重債務問題等への取組

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
1 貸金業・銀行業における貸付金自粛制度の適切な運用の確保及び当該制度を必要とする者への的確な周知の実施【金融庁】		
金融庁は、貸付自粛制度のモニタリングを実施し、適切な運用を確保するとともに、効果的な周知方法を検討し実施。	○当該制度について、モニタリング等を通じ、適切な運用を確保するとともに、SNSを活用したインターネット広告を行うなど、周知を実施した。 また、当該制度を運営する民間金融機関団体と連携して、周知用チラシを利用者の目につきやすい場所に設置するなど、民間金融機関団体や各金融機関等において周知を促進した。	○貸金業・銀行業における貸付自粛制度の運用状況【令和５～７年度】 ・問合せ件数（令和５年度→令和６年度→令和７年度） 4,637件 → 5,241件 → 4,879件 ・登録件数（同上） 4,002件 → 5,019件 → 5,202件 ※日本貸金業協会・全国銀行協会集計による。 ○金融庁及び業界団体における広報実績【令和７年度】 ・都道府県消費生活センター等行政機関に生活再建支援サービス（貸付自粛制度・生活再建支援カウンセリング）周知用ミニチラシを配布【令和７年度】 ・「ギャンブル依存度チェック（あなたの依存度は？）を貸金業協会ウェブサイトに掲載【令和７年度】 ・YouTube、TikTokに啓発動画広告を発信（ギャンブル等依存症問題啓発週間）【令和７年度】 ・日本貸金業協会公式Xに啓発動画を発信（ギャンブル等依存症問題啓発週間）【令和７年度】 ・日本貸金業協会ウェブサイトの貸付自粛申告フォームを改修【令和６年度】 ・「お金を借りてギャンブルにのめり込むこと」の防止啓発動画や「貸付自粛制度」の周知動画を民放キャッチアップ配信サービス等で配信【令和７年度】 ・カードローン・クレジットを正しく利用していただくための啓発・広報として、電車内広告を掲出【令和７年度】
2 ギャンブル等依存症に関する相談拠点と民間金融機関団体との連携促進【金融庁】		
金融庁は、民間金融機関団体や各金融機関等に対しギャンブル等依存症に関する相談拠点の周知などの取組を促進。	○貸付自粛申告又はその撤回の申込みがあった際、送付する書類にギャンブル等依存症に関する相談拠点を記載した金融庁リーフレットを同封することとし、民間金融機関団体からギャンブル等依存症に関する相談拠点につながる取組を推進した。	○日本貸金業協会・全国銀行協会における対応【令和５～７年度】 ・相談受付総数（令和５年度中→令和６年度中→令和７年度中） 23,867件 → 22,607件 → 21,374件 ・ギャンブル等依存症に関する相談拠点への紹介件数（同上） 562件 → 695件 → 632件 ※日本貸金業協会・全国銀行協会集計による。
3 宝くじにおける自主的な取組の推進【総務省】		
全国協は、ギャンブル等依存症に関する普及啓発活動の実施やウェブサイトにおける取組の強化、広告・宣伝の在り方の検討など、ギャンブル等依存症に係る自主的な取組を推進。	○メールマガジンにおいて、依存症に係る啓発を実施した。 ○売り場において、依存症に係るリーフレットを設置した。 ○宝くじコールセンターに、引き続き、専門家による研修を受けた相談対応者を設置している。 ○ウェブサイトにおける購入制限を引き続き実施している。	○メールマガジンの配信 令和７年12月29日、令和８年２月16日 ○依存症に係るリーフレットの設置 令和８年３月27日から20の売場に試行設置しており、令和８年度以降、順次拡大する予定。 ○講習会の実施（全国協主催） 令和８年２月26日に、コールセンタースタッフ３名を含む10名に対し医師による研修を実施した。 ○ウェブサイトにおける購入制限 ・本人又は家族からの申告により購入を停止 ・１決済あたり10万円を超える購入を制限 ・１ヶ月あたり10万円を超える購入を制限

VI オンラインカジノ等違法に行われるギャンブル等への取組

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
1 オンラインカジノ等違法に行われるギャンブル等の取締りの強化【警察庁】		
警察庁は、オンラインカジノ等オンライン上で行われる賭博を始めとする違法なギャンブル等の取締りの徹底を指示し、違法なギャンブル等の排除と風俗環境の浄化を推進。	○警察においては、オンラインカジノを含むオンライン上で行われる賭博事犯の取締りを推進しており、賭客だけではなく、オンラインカジノの決済に関与する者や賭客をオンラインカジノに誘因するアフィリエーター等、オンラインカジノの運営側を検挙するなど取締りを強化している。	○オンライン上で行われる賭博事犯の検挙状況 (令和5年中) 13件、107人 (令和6年中) 62件、279人 (令和7年中) 165件、317人
2 オンラインカジノの違法性等についての広報啓発・教育【警察庁・消費者庁・こども家庭庁・総務省・文部科学省】		
関係省庁は、オンラインカジノの違法性等についての広報啓発・教育を推進。	○関係省庁においては、ポスターやSNSを活用したターゲット広告等により、オンラインカジノの違法性等について、青少年を含む幅広い層に広報啓発を実施した。	○警察庁における取組 ・ターゲット広告の実施（オンラインカジノの違法性周知に関するSNSターゲット広告（動画）を実施（R7.8～R8.3末）） ・コンビニエンスストアにおける違法性周知に関する広報動画放映（R7.12.16～関東を中心に実施中） ・街頭に設置された大型ビジョンにおける広報動画放映 ・警察庁及び都道府県警察において、SNS上のリプライをはじめとするオンラインカジノの違法性周知に関する広報・啓発活動を実施 ・改正ギャンブル等依存症対策基本法の周知に関するポスターの掲示 ○消費者庁における取組 ・消費者庁ウェブサイト内の特設ページにポスターを掲載 ・オンラインカジノに関するポスターを消費者月間シンポジウムの会場に掲示 ○こども家庭庁における取組 ・事務連絡「「令和7年度ギャンブル等依存症問題啓発週間」におけるオンラインカジノの違法性の周知等について」（R7.5）を都道府県・指定都市青少年行政担当部局に対して発出し、オンラインカジノの違法性について広報啓発を行うよう依頼 ・「青少年の被害・非行防止全国強調月間」を実施し、重点課題の一つとして、「不良行為及び初発型非行（犯罪）等の防止」を掲げ、オンラインカジノの違法性に係る啓発を含め、関係府省庁・地方自治体及び民間関係団体と連携しながら総合的な被害・非行防止活動を展開（R7.7） ・事務連絡「青少年によるインターネット上で行われる賭博の防止に係る広報啓発について（依頼）」（R7.11）を都道府県・指定都市青少年行政担当部局に対して発出し、冬休みに入る前の時機を捉えて、オンラインカジノの違法性やフィルタリングの重要性について広報啓発を行うよう依頼 ・保護者向け普及啓発リーフレット「毎日ネットに触れるこどもたちを守るために」を作成（R8.1）し、オンラインカジノの違法性や、フィルタリングの重要性について周知 ・公式SNS等を通じて、オンラインカジノの違法性等について広報を実施 ○総務省における取組 ・ICTリテラシーの向上を目的とした官民連携の意識啓発プロジェクト「DIGITAL POSITIVE ACTION」の一環としてオンラインカジノの違法性等に関する注意喚起動画を作成・配信 ・インターネットトラブル事例集2025年版においてオンラインカジノの事例及び啓発チラシを作成・公表 ○文部科学省における取組 ・事務連絡「オンラインカジノに関する広報啓発資料の活用・周知について（依頼）」（R7.9.17）を都道府県・指定都市教育委員会等に対して発出し、警察庁作成の広報啓発資料を学校等へ周知するよう依頼

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等
3 オンラインカジノサイトへのアクセスに関する対策の推進【総務省・厚生労働省】		
○ 総務省は、プラットフォーム事業者等に対して、「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」に準じた適切な対応を取るよう、普及啓発を実施。 ○ 総務省は、情報流通プラットフォーム対処法を早期施行し、大規模プラットフォーム事業者における違法・有害情報の削除等の運用状況の透明化を推進。 ○ 関係省庁は、オンラインカジノサイト等のフィルタリングに係る現行の運用状況について実態調査を進めるとともに、フィルタリングの普及啓発等を実施。	○総務省の対策 ・オンラインカジノサイト等に係るフィルタリングの実態調査及びフィルタリングの普及啓発を実施 ・改正ギャンブル等依存症対策基本法（R7.9.25施行）において、違法オンラインカジノサイトへの誘導行為等が違法化されたことを踏まえ、「違法情報ガイドライン」を改定するとともに、業界団体においても同様の文言で「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項の解説」等の改訂を実施 ・プラットフォーム事業者等に対して改正法や同ガイドライン等を踏まえた対応を要請することを通じ、事業者等の適切な対応を促進 ・情報流通プラットフォーム対処法が施行（R7.4）され、インターネット上の違法・有害情報の流通・拡散への対応として、大規模特定電気通信役務提供者に対して、削除対応の迅速化及び運用状況の透明化に係る措置を義務付けており、同法の適用を受ける事業者として9事業者を指定 ○総務省・厚生労働省の対策 オンラインカジノサイト等に係るフィルタリングの実態調査及びフィルタリングの普及啓発を実施	○総務省における取組 ・改正ギャンブル等依存症対策基本法を踏まえた「違法情報ガイドライン」の改定（同時に、業界団体において「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項の解説」及び「インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン」を改訂） ・同ガイドライン等を踏まえた対応をプラットフォーム事業者等に要請 ・各事業者は、当該義務に基づき、削除申出窓口及び削除基準を公表しており、総務省においても、当該情報のウェブサイト上における周知を実施 ○総務省・厚生労働省における取組 ・特定非営利活動法人日本ネットワークセキュリティ協会（JNSA）の会員企業に対して、オンラインカジノサイト等に係るフィルタリングの実施状況等に関するアンケート調査を実施 ・当該アンケート調査も踏まえ、フィルタリングサービスの普及啓発のためのリーフレットを総務省・厚生労働省の連名で作成するとともに、都道府県及び指定都市の依存症対策担当課あてに、管内依存症専門医療機関、治療拠点機関及び相談拠点への当該リーフレットの周知依頼を実施（R7年度）
4 オンラインカジノへの送金等を抑止するための事業者等への警告、要請等【警察庁・金融庁・経済産業省】		
関係省庁は、事業者を介したオンラインカジノへの送金及びオンラインカジノでのクレジットカード決済を抑止するため、事業者等に対する警告、要請等を実施。	○警察庁は、金融庁及び経済産業省と相互に連携し、オンラインカジノへの送金及びオンラインカジノでのクレジットカード決済を抑止するため、事業者に対する注意喚起を実施した ○金融庁は、警察庁からの情報提供を受け、オンラインカジノへの送金を仲介し、無登録で為替取引を業として営んでいる疑いのある者の実態把握のための調査を実施。 ○経済産業省は、警察庁からオンラインカジノに係るクレジットカード決済に関する情報提供を受けた場合、国際ブランド等に対して当該情報を提供し、オンラインカジノ関係事業者をクレジットカード決済網から排除する取組を実施。	【関係省庁の取組】 ○警察庁は、金融庁に対して、無登録で為替取引を営んでいる疑いのある者に関する情報の提供を実施 ○金融庁は、警察庁からの情報提供に基づき、オンラインカジノへの送金を仲介し、無免許・無登録で為替取引を業として営む者であることが疑われる者に対して、直接ヒアリングを実施するなどにより実態把握に努めるとともに、当該者の口座を有する預金取扱金融機関への情報提供を実施 ○警察庁は、経済産業省に対して、オンラインカジノに利用された疑いのあるクレジットカード決済に関する情報の提供を実施 ○経済産業省は、警察庁からの情報提供に基づき、オンラインカジノで利用された疑いのあるクレジットカード決済関連情報を国際ブランド会社に提供 【業界団体への要請等】 ○警察庁と金融庁は、預金取扱金融機関等の業界団体に対して、利用者への注意喚起やオンラインカジノに係る決済停止等の取組を要請（令和7年5月） ○警察庁と経済産業省は、 ・クレジットカード会社に対して、利用者がオンラインカジノで決済を行おうとしていることを把握した場合には決済を停止すること ・国際ブランド会社に対して、日本国内向けにオンラインカジノの運営を行っている事業者を確認した場合は、クレジットカード決済網から排除すること等を要請（令和7年7月）